

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の対象	2
4	計画の期間	3
5	計画策定の方法	3
	(1) 策定体制	3
	(2) アンケート調査の実施	3
第2章	子どもと子育て家庭を取り巻く現状	4
1	人口・世帯数等の状況	4
	(1) 人口の動向	4
	(2) 世帯の動向	6
	(3) 出生の動向	7
	(4) 婚姻の動向	8
	(5) 就業の動向	9
2	ニーズ調査結果からみる現状と課題	10
	(1) 子育てに関する相談について	10
	(2) 母親の就労状況について	11
	(3) 教育・保育事業について	12
	(4) 地域子育て支援事業について	13
	(5) 病児・病後児保育等について	15
	(6) 子育てで充実して欲しいものについて	16
	(7) 職場の両立支援制度について	17
	(8) 子どもの生活環境について	19
3	第1期計画の評価と課題	20
	(1) 基本計画の実施状況把握	20
	(2) 基本計画の実施状況評価	20
4	これまでの子ども・子育て支援の取組	21
	(1) 教育・保育施設の状況について	21
	(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況について	21
5	子どもと家族を取り巻く課題	23

第3章 計画の基本的な考え方	24
1 基本理念	24
2 基本目標	24
3 計画の体系	25
第4章 子ども・子育て支援施策	26
基本目標1 子ども・子育て支援施策	26
基本目標2 心ゆたかに健やかに育つまち	28
基本目標3 地域で子育てを見守るまち	33
第5章 子ども・子育て支援事業	35
1 教育・保育の提供区域の設定方針	35
2 幼児期の学校教育・保育	35
(1) 教育・保育の見込量	35
(2) 提供体制確保の方針	38
3 地域子育て支援事業	41
(1) 延長保育事業（保育所等の延長保育）	41
(2) 放課後児童クラブ事業	42
(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	45
(4) 地域子育て支援拠点事業	46
(5) 一時預かり事業（認定こども園における在園児を対象とした一時預かり）	47
(6) 一時預かり事業（認定こども園の在園児以外を対象とした一時預かり）	48
(7) 病児・病後児保育事業	49
(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	50
(9) 利用者支援事業	51
(10) 妊婦健康診査事業	52
(11) 乳児家庭全戸訪問事業	53
(12) 養育支援訪問事業	53
(13) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	54
(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	54
(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	54
第6章 計画の推進体制	55
1 計画の推進体制	55
2 計画の点検・評価	55
資 料 編	57

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の総人口は、平成30年で1億2,644万人となり、平成22年の1億2,806万人をピークに減少傾向にあります。年少人口（0～14歳）の割合は、平成27年の12.6%から12.2%へと減少し、高齢者人口（65歳以上）の割合は、26.6%から28.1%へと増加しています。

また、我が国の合計特殊出生率は、平成27年で1.42となっており、平成23年の1.34から改善がみられるものの人口減少の要因となっています。

このような人口減少、少子・高齢化の進行は、労働力人口の減少、社会保障負担の増大、地域社会の維持力の低下等、核家族化をはじめ子どもや家庭を取り巻く環境に重大な影響を及ぼすことが懸念されています。

このため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次世代育成に向けた取組が進められ、さらに、平成24年には、「子ども・子育て関連3法」が制定され、市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

本町においては、平成27年3月に「御船町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、平成27年度から令和元年度を計画期間として、様々な子育て支援策を推進してきました。

今回、社会情勢、国の動向など本町の子どもと家庭を取り巻く状況を踏まえ、すべての子どもたちがのびのびと育ち、子育てしやすい町となるよう、保護者の意向等を踏まえ、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期御船町子ども・子育て支援事業計画」の策定を行います。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、御船町の子どもと子育て家庭を対象として、本町が今後進めていく子育て支援施策の目標、施策の内容等を定めるものです。

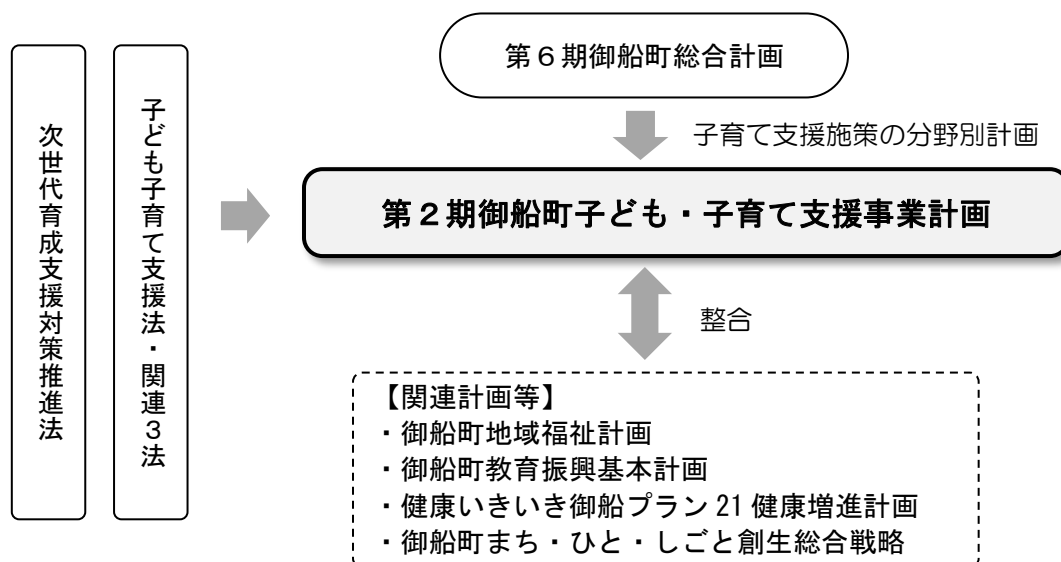
この計画の策定にあたっては、国が示す「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」（以下「基本指針」）に基づくとともに、子ども・子育て関連3法に従って、具体的な取組を設定します。

■子ども・子育て支援法 第61条第1項

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

本計画は、第6期御船町総合計画に即し、御船町地域福祉計画、健康いきいき御船プラン21 健康増進計画等の関連計画との整合性を図りながら子育て支援を行うための計画です。



3 計画の対象

この計画は、18歳未満の子ども、妊娠、出産期からの保護者、子育て家庭等を対象とします。

4 計画の期間

子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援事業計画は5年を1期とし、策定することとされています。

本計画は、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。



5 計画策定の方法

（1）策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、子育て支援に関する事業者や関係団体等で構成する「御船町子ども・子育て会議」の協議に基づいて策定しました。

（2）アンケート調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得ることを目的に平成31年2月に「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」（ニーズ調査）を実施し、子育て家庭の状況、子育て支援に関するサービスの利用状況や利用希望について把握を行いました。

■調査期間：平成31年2月1日～2月15日

■調査対象者、回収率

対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者	666 件	250 件	37.5%
小学生児童保護者	672 件	249 件	37.1%
計	1,338 件	499 件	37.3%

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1 人口・世帯数等の状況

(1) 人口の動向

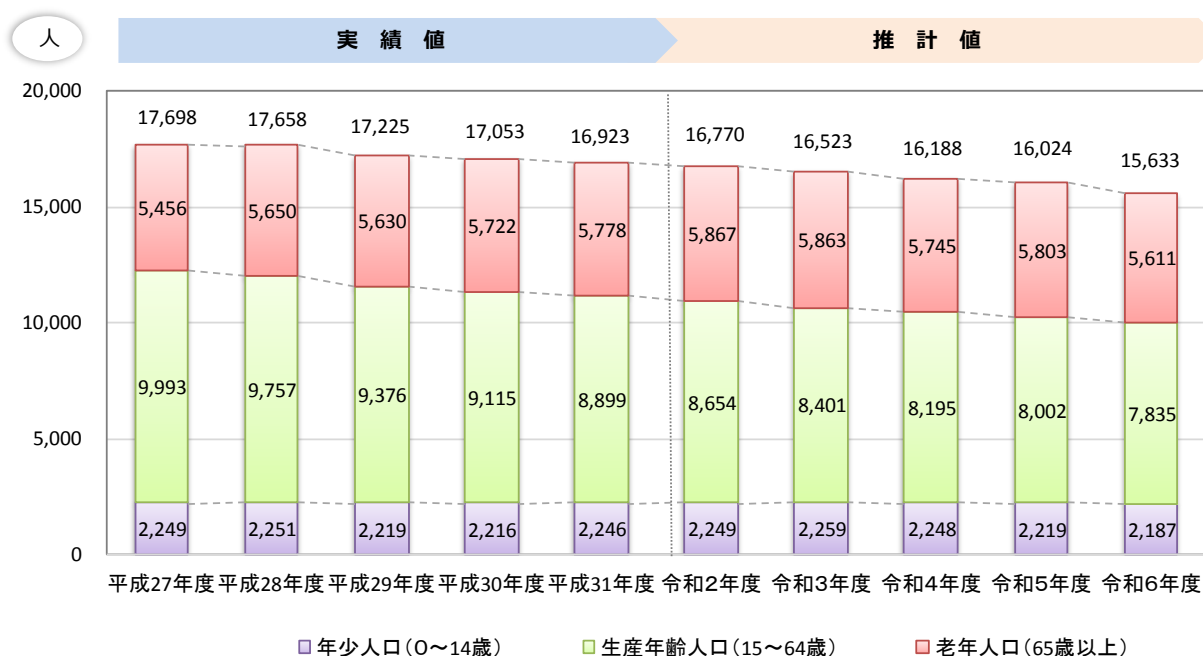
(現状)

- 全体の人口は年々減少しており、平成27年から平成31年にかけて775人減少しています。
- 児童数の推移は平成28年から平成31年にかけて、横ばいとなっています。

(推計)

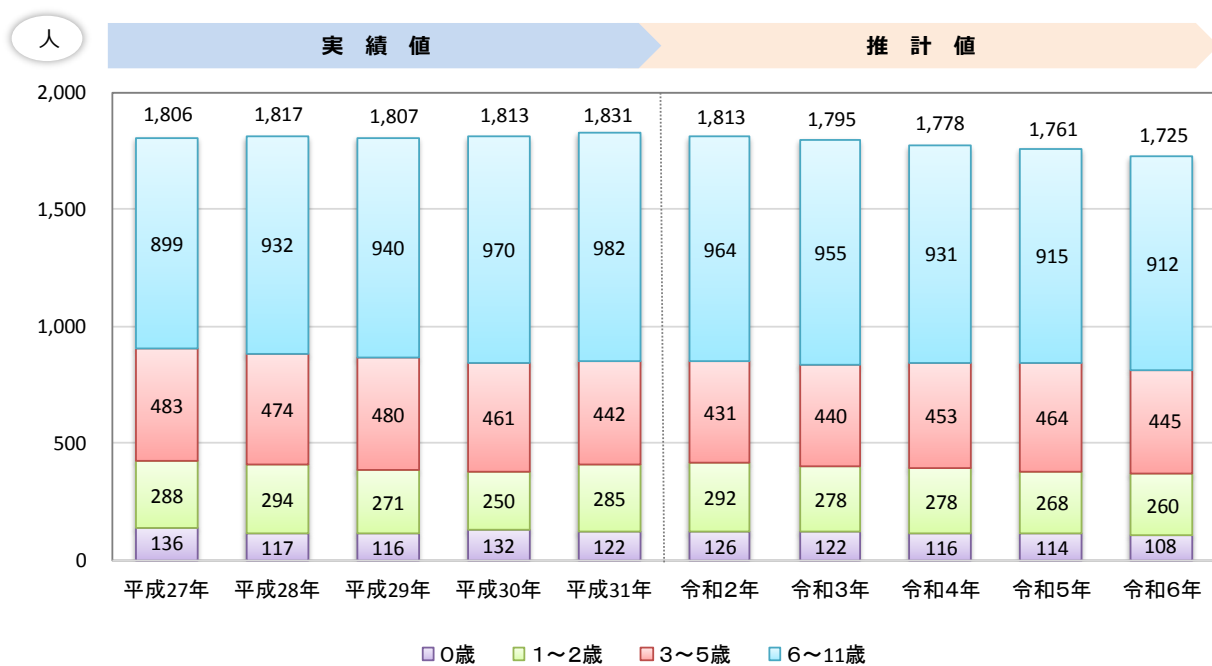
- 全体の人口は、令和6年で15,633人となり、平成31年から1,290人減少すると推計されます。
- 児童数の推移は、令和6年で1,725人となり、平成31年から106人減少すると推計されます。

■ 人口の推移（年齢3区分別）



資料：実績値は住民基本台帳（各年4月1日現在）、推計値は住民基本台帳（平成27年～平成31年、各年4月1日現在）をもとにコーホート変化率法により算出

■ 児童数の推移（年齢4区分別）

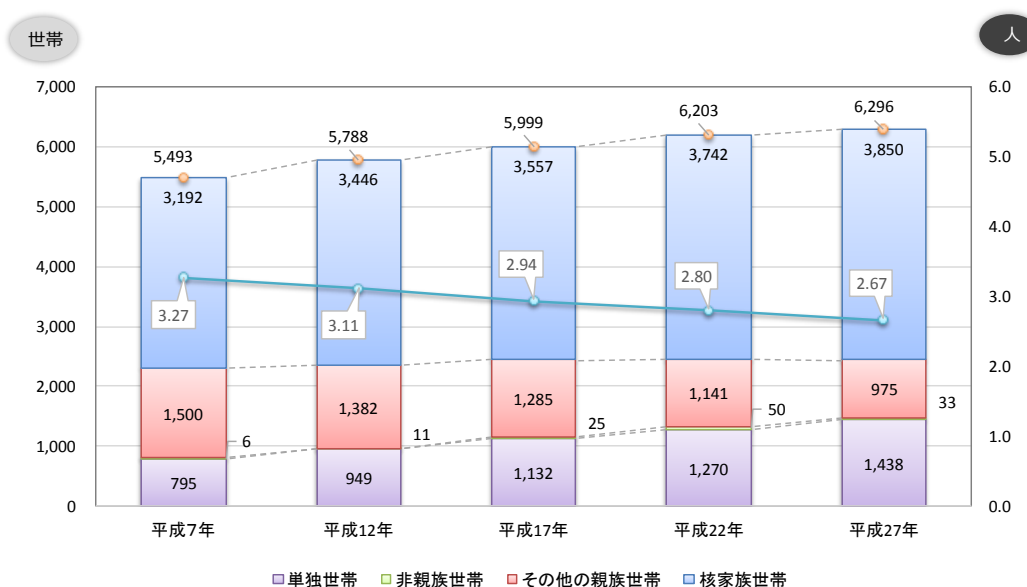


資料：実績値は住民基本台帳（各年4月1日現在）、推計値は住民基本台帳（平成27年～平成31年、各年4月1日現在）をもとにコーホート変化率法により算出

(2) 世帯の動向

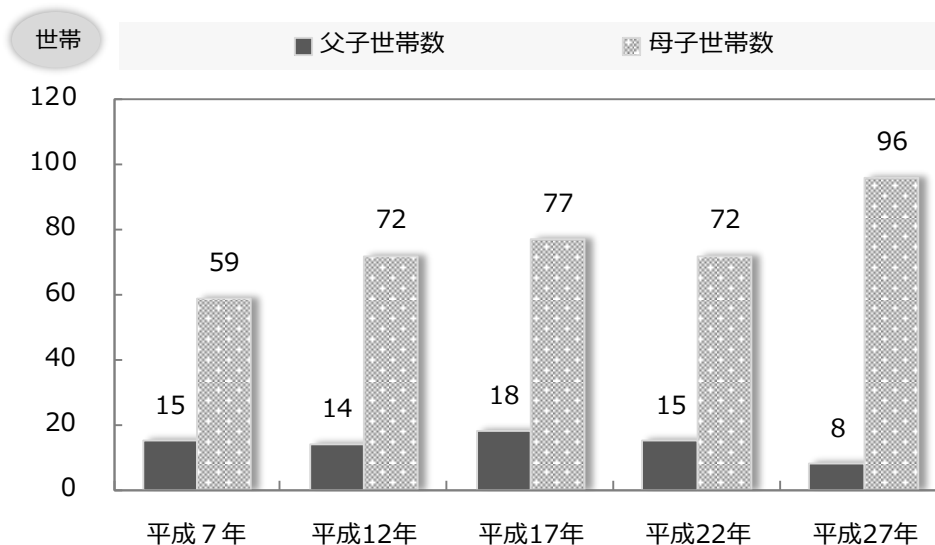
- 全体の世帯数は、平成7年から平成27年にかけて、803世帯増加しています。
- 核家族世帯が全体の半数以上を占めていて、平成7年から平成27年にかけて658世帯増加しています。
- 平均世帯人員は、平成7年から平成27年にかけて減少傾向にあります。
- ひとり親世帯は、父子世帯数は減少していますが、母子世帯数は平成22年から平成27年にかけて24世帯増えています。

■ 世帯数の推移（家族類型別）



資料：各年国勢調査

■ ひとり親世帯の推移

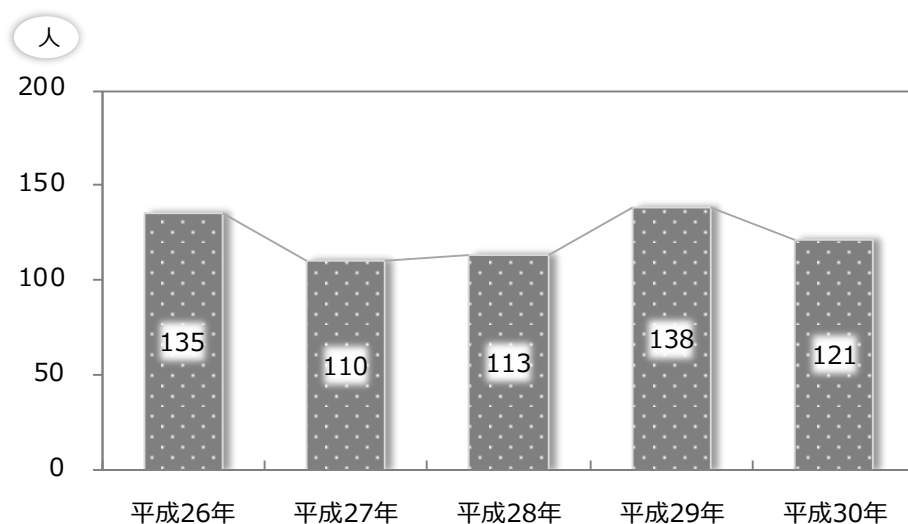


資料：各年国勢調査

(3) 出生の動向

1) 出生数の推移

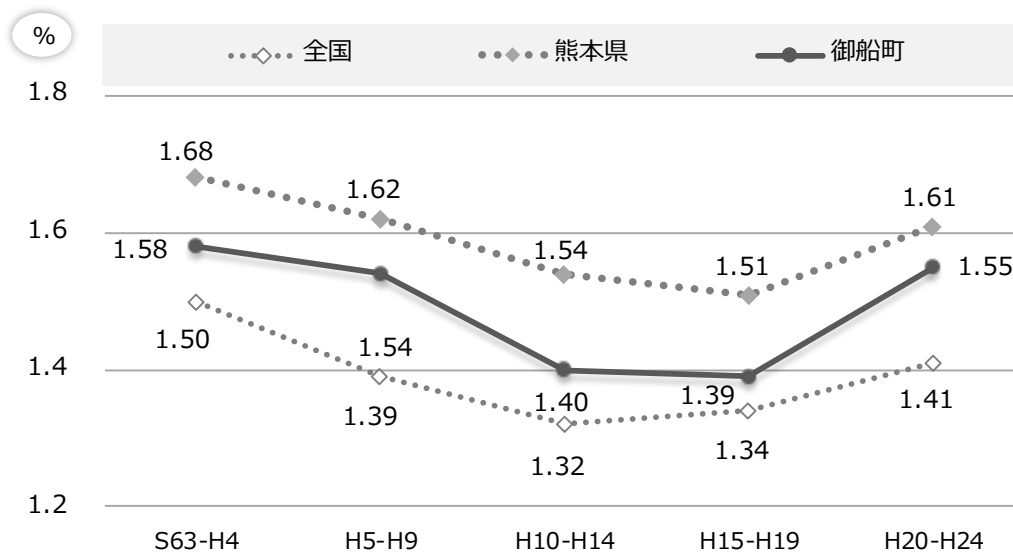
- 平成 29 年から平成 30 年にかけて 17 人減少しています。



資料：各年人口動態調査

2) 合計特殊出生率の推移

- 平成 15 年-平成 19 年から平成 20 年-平成 24 年の出生率は、増加しています。
- 平成 20 年-平成 24 年の出生率を熊本県や全国と比較すると、全国の割合より高くなっていますが、熊本県の割合より下回っています。

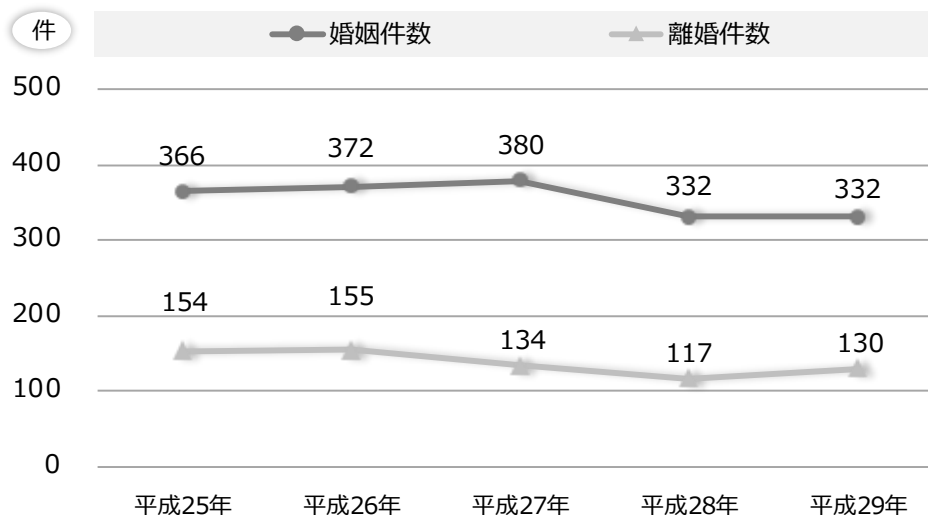


資料：各年人口動態調査

(4) 婚姻の動向

1) 婚姻・離婚件数の推移

- 婚姻件数は平成28年から332件で推移し、離婚件数は平成26年から平成28年にかけて減少し、平成29年以降はわずかに増加しています。



資料：熊本県保健統計情報

2) 未婚率の推移

- 国勢調査（平成27年）で15歳以上の未婚率をみると、男性は26.3%、女性は20.5%と男性の方が高くなっています。年代別にみると45歳から49歳まででは、男性は24.6%、女性は11.9%が未婚となっています。
- 熊本県と比較すると、15歳以上総数では、男女とも本町の未婚率は熊本県の値より、低くなっています。

■ 未婚率の推移（男女別・年齢別）

（単位：人、%）

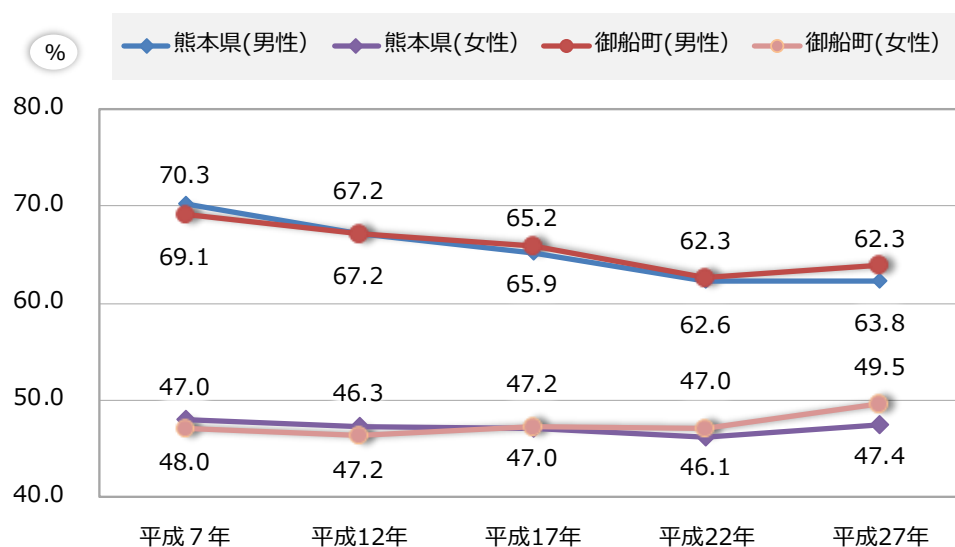
年齢区分	男 性				女 性			
	御船町			熊本県	御船町			熊本県
	総数	未婚実数	未婚率	未婚率	総数	未婚実数	未婚率	未婚率
15歳以上総数	6,996	1,843	26.3	28.5	7,972	1,634	20.5	21.8
15～19歳	354	353	99.7	99.3	390	387	99.2	99.1
20～24歳	311	284	91.3	91.1	348	308	88.5	87.7
25～29歳	373	240	64.3	64.9	388	232	59.8	56.1
30～34歳	425	180	42.4	42.3	440	153	34.8	33.0
35～39歳	477	167	35.0	31.2	479	113	23.6	23.3
40～44歳	478	129	27.0	26.4	500	113	22.6	19.3
45～49歳	394	97	24.6	23.6	436	52	11.9	16.2

資料：国勢調査（平成27年）

(5) 就業の動向

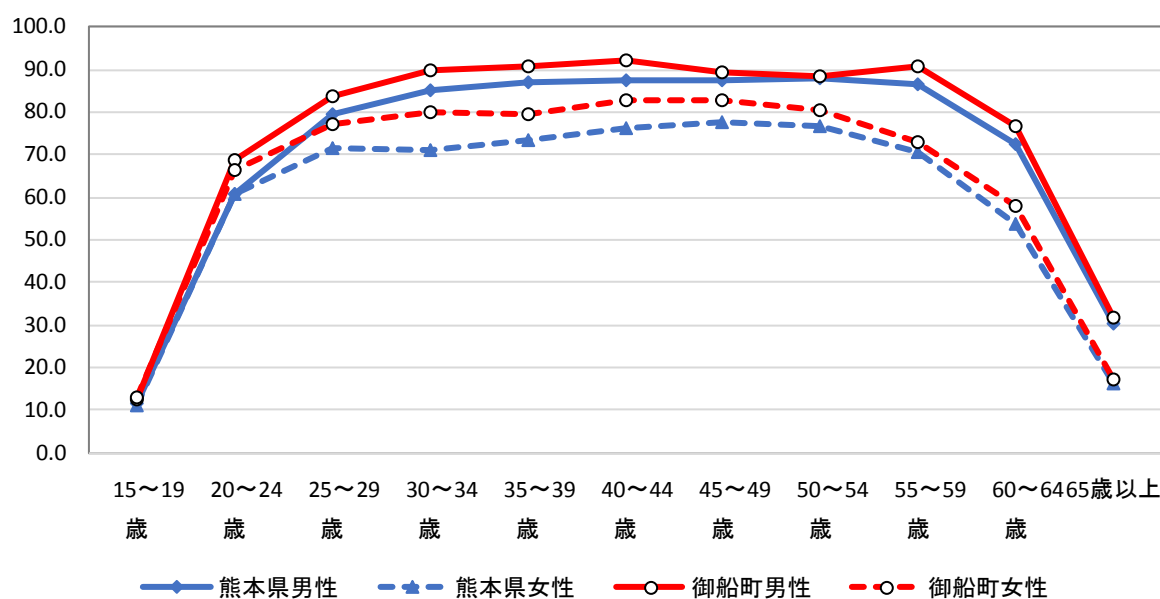
- 就業率をみると、男性は平成7年から平成22年にかけて減少し、平成27年以降は62.3%となっています。平成22年以降の女性の就業率は増加傾向がみられます。
- 御船町の女性の就業率を年齢別にみると、M字カーブと呼ばれる30歳代の就業率の低下は少なく、熊本県と比べると30～34歳は8.8%上回っています。

■ 就業率の推移（男女別）



資料：各年国勢調査

■ 就業率（男女別・年齢別）



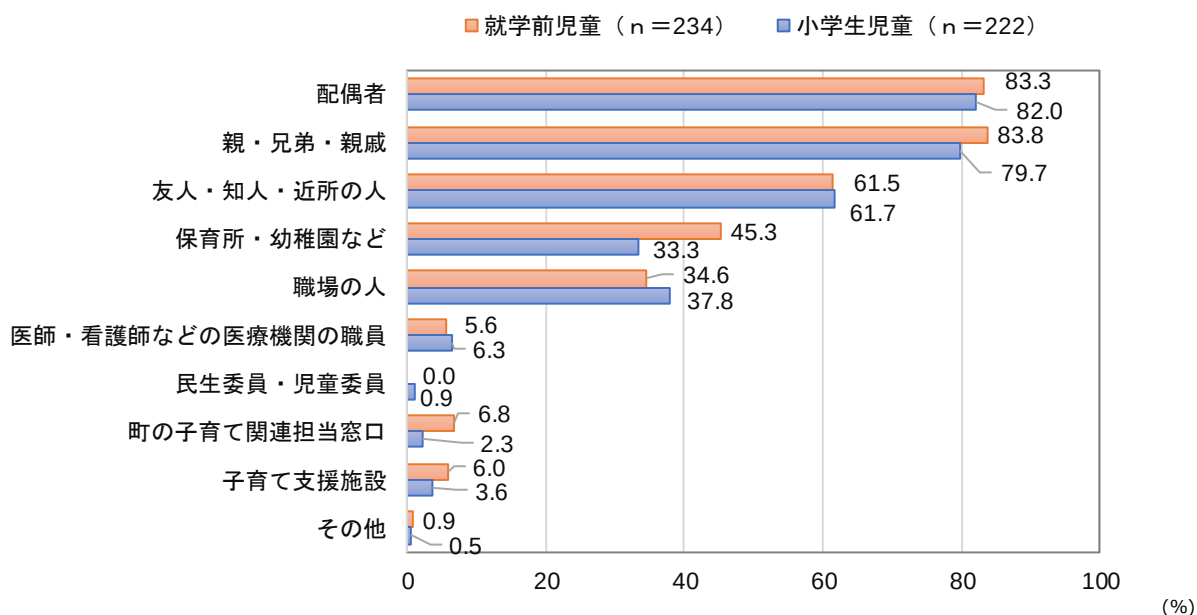
資料：国勢調査（平成27年）

2 ニーズ調査結果からみる現状と課題

(1) 子育てに関する相談について

子育てについて身近な人への相談が多く見られ、行政や町への相談は少ない傾向にあります。

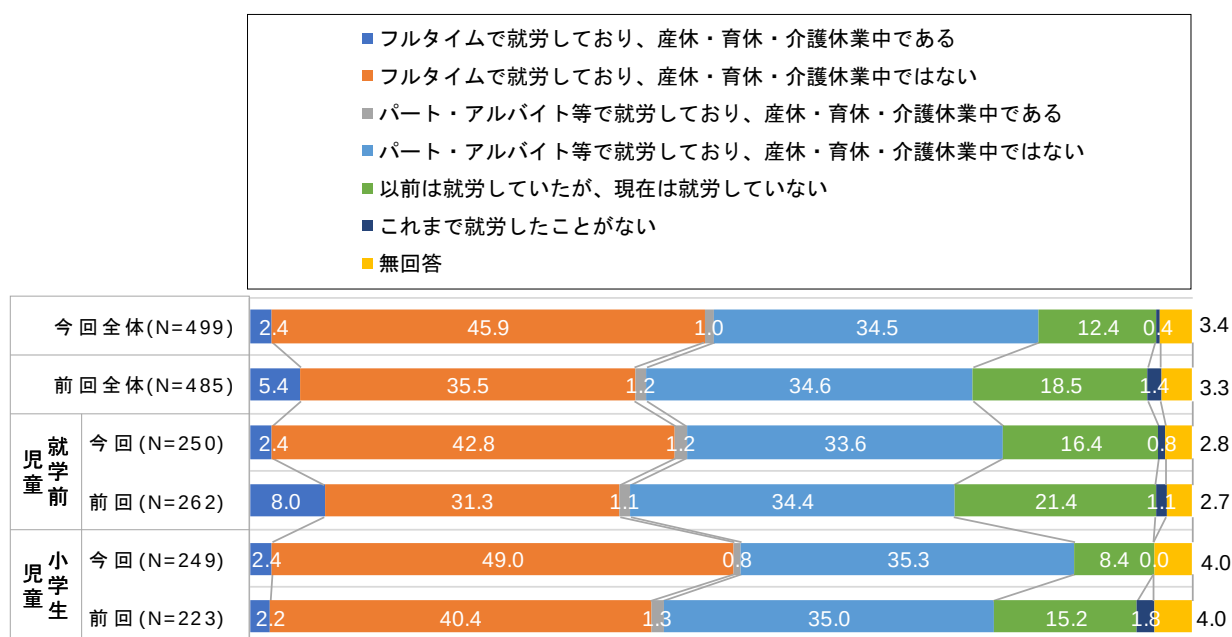
- ・就学前児童の保護者は、「親・兄弟・親戚」が 83.8%と最も多く、次いで「配偶者」が 83.3%、「友人・知人・近所の人」が 61.5%となっています。
- ・小学生児童の保護者は、「配偶者」が 82.0%と最も多く、次いで「親・兄弟・親戚」が 79.7%、「友人・知人・近所の人」が 61.7%となっています。



(2) 母親の就労状況について

母親の多くが就労しながら子育てを行っている状況で、子育てを担う母親への負担が大きくなっていることが考えられます。

- ・今回調査の全体では、「フルタイムで就労」している割合が48.3%、そのうち「産休・育休・介護休業中でない」が45.9%となっています。また、「パート・アルバイト等で就労」している割合は35.5%、そのうち「産休・育休・介護休業中ではない」が34.5%となっています。
- ・前回調査と比較すると、全体では「フルタイムで就労」している割合は増加しており、「産休・育休・介護休業中である」割合は減少しています。また、「以前は就労していたが、現在は就労していない」割合は6.1%減少しています。

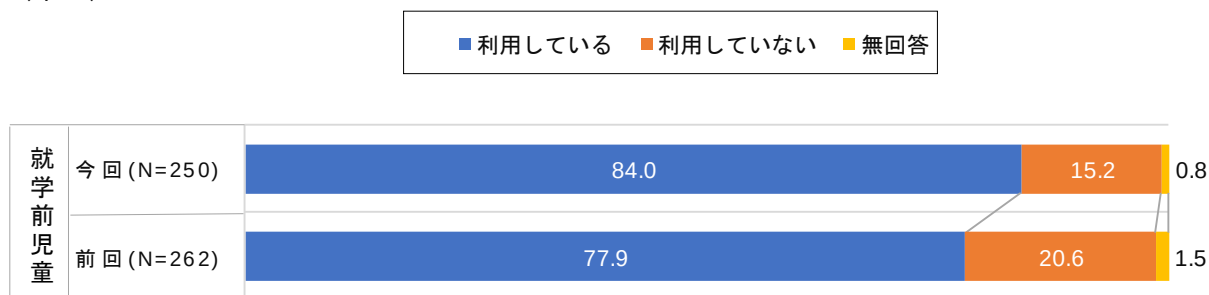


(3) 教育・保育事業について

平日の教育・保育事業を利用している保護者が増えていることや土曜日の利用希望が多くみられ、休日にたまに利用したい理由が仕事の関する割合が高い傾向になります。

- ・就学前児童の保護者では、平日の教育・保育事業を「利用している」が84.0%と最も高く、前回と比べて割合が高くなっています。
- ・土曜日については、利用したい割合が「月に1～2回は利用したい」と「ほぼ毎週利用したい」の割合を合わせて56.4%となっています。
- ・土曜日や祝日にたまに利用したい理由は、「月に数回仕事が入るため」が82.1%と最も高く、次いで「平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため」が28.6%、「息抜きのため」が25.0%となっています。

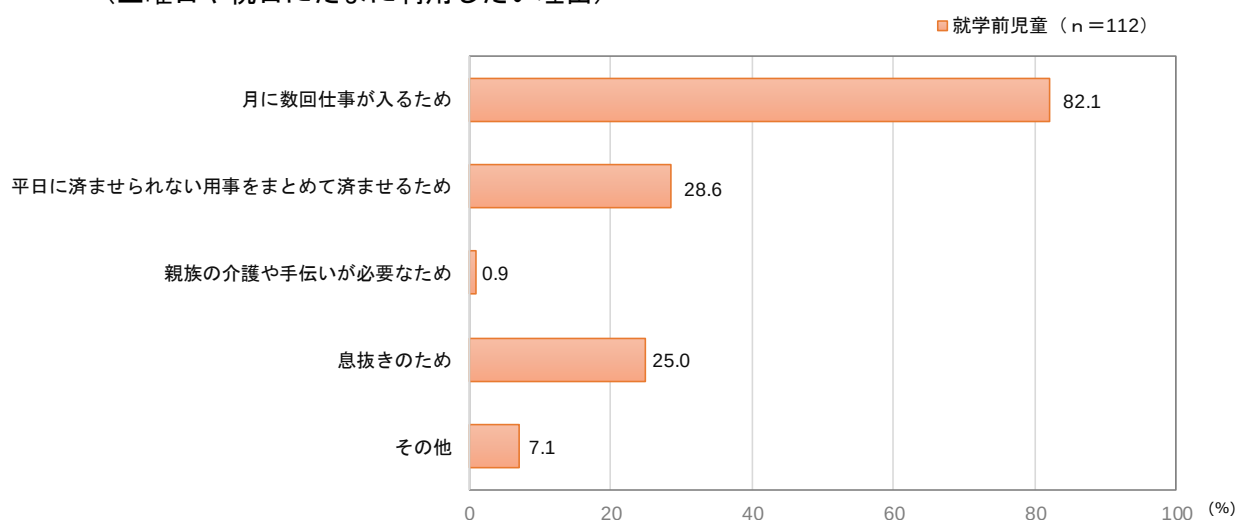
(平日)



(土曜日)



(土曜日や祝日にたまに利用したい理由)



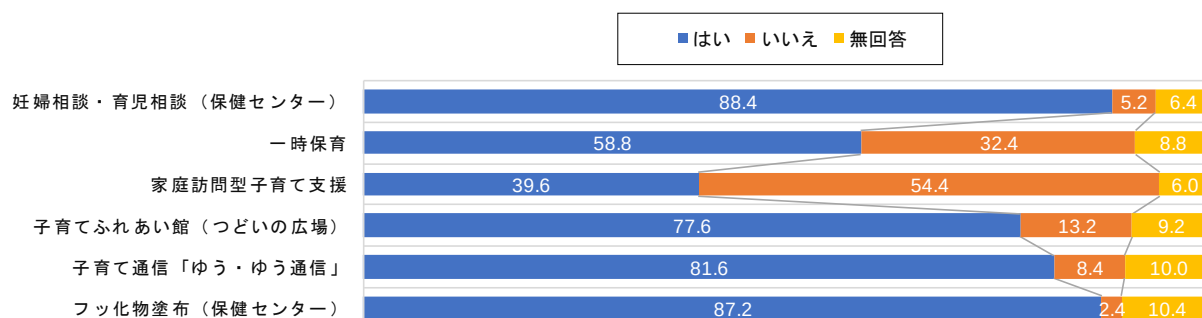
(4) 地域子ども・子育て支援事業について

1) 地域の子育てに関する事業について

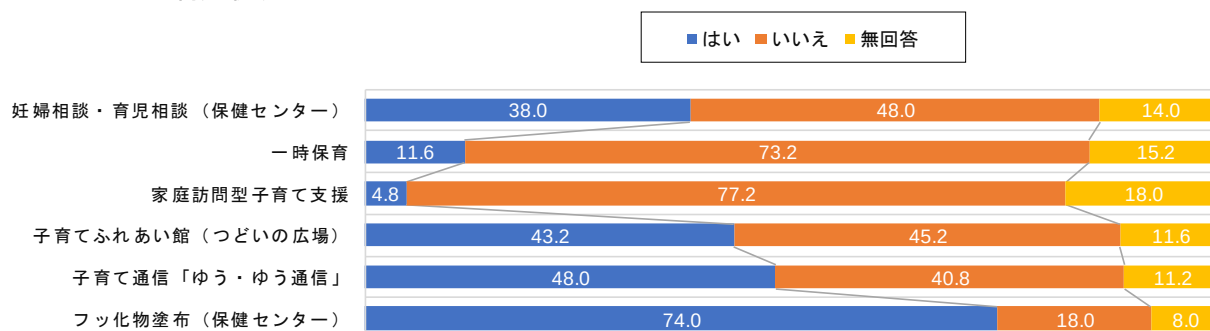
・妊婦相談・育児相談、フッ化塗布等の健康に関する事業や子育て通信（ゆう・ゆう通信）等の認知度は高いですが、利用の割合は低くなっています。

・地域の子育てに関する事業は、認知度では「妊婦相談・育児相談（保健センター）」が88.4%、利用状況では「フッ化物塗布（保健センター）」が74.0%、今後の利用希望では「フッ化物塗布（保健センター）」が63.6%となっています。また、「一時保育」や「家庭訪問型子育て支援」は、他の事業に比べ認知度や利用状況が低く、今後の意向は利用している割合より高くなっています。

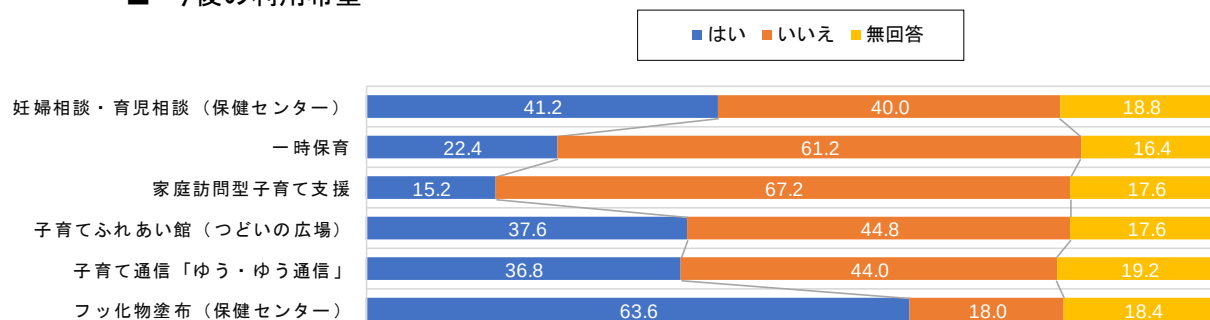
■ 認知度について



■ 利用状況



■ 今後の利用希望



※一時保育：

認定こども園みどりの里（私立）、滝尾たんぽぽ園（私立）、高木保育園（私立）にて実施しています。

※家庭訪問型子育て支援：

6歳以下の未就学児のいる家庭を対象に、週1回（2時間程度）訪問し、子育ての先輩がボランティアで子育てや家事を一緒に行います。利用料は無料。

2）地域子育て支援拠点事業について

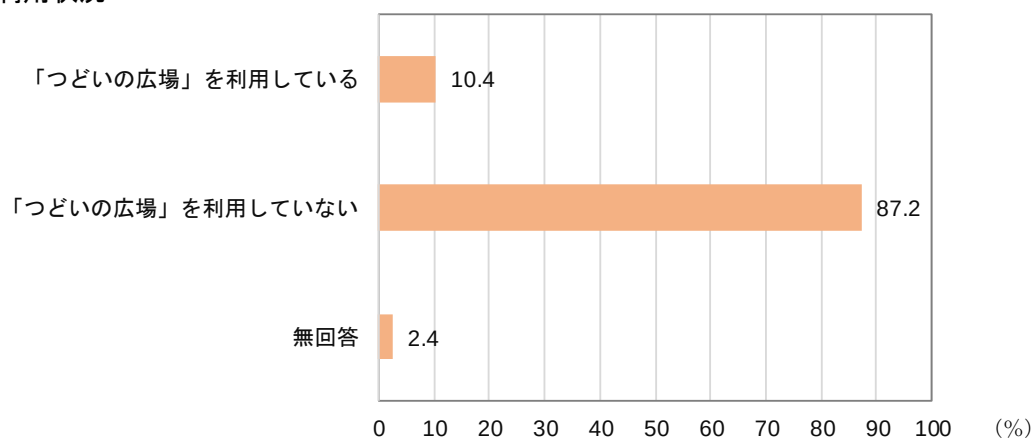
つどいの広場は、利用や利用希望が少なくなっています。また、地域の子育てに関する事業では、認知度が低い事業は利用している保護者も少ない傾向にあります。

- ・地域の子育て支援の拠点である「つどいの広場」については、「利用していない」が87.2%と最も多くなっています。また、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が62.4%と最も多くなっています。

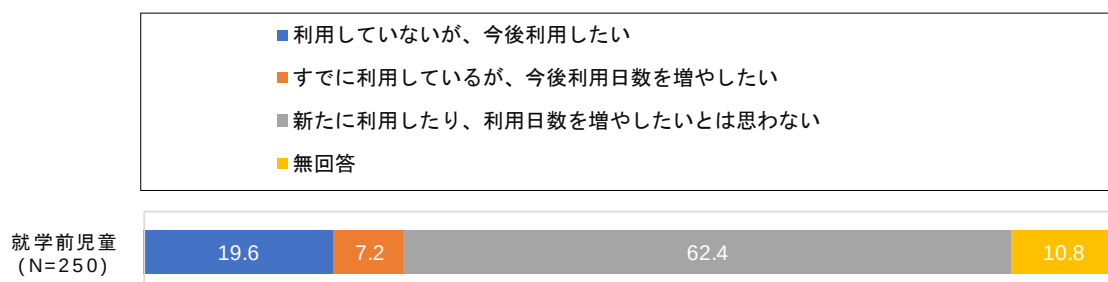
（「つどいの広場」について）

■ 利用状況

■ 就学前児童（N=250）



■ 利用希望

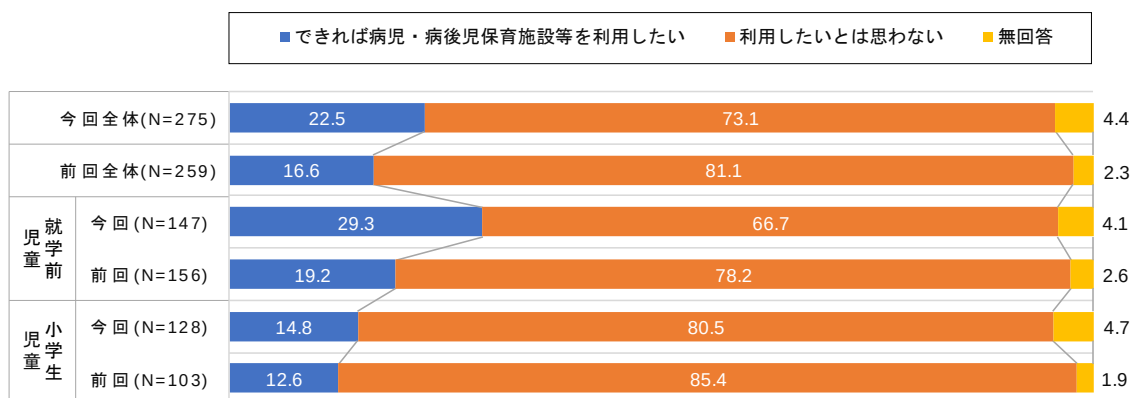


(5) 病児保育事業等について

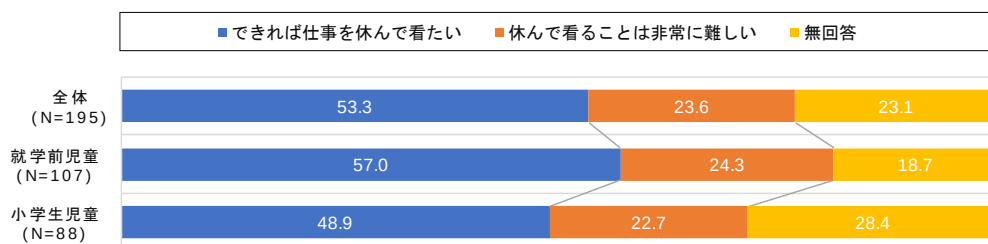
就学前児童において、子どもが病気の際に利用を希望する保護者が増えています。また、仕事を休んで看たいと思う一方で、休んで看ることが難しい保護者もいます。

- ・病児保育等の利用希望は、全体で「利用したいとは思わない」が73.1%と最も多くなっています。また、小学生児童に比べて、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」割合は、就学前児童の方が多くなっています。
- ・仕事を休んで看たいかについては、全体で「できれば仕事を休んで看たい」が53.3%となっています。また、仕事を休んで看ることが非常に難しい理由は、その他を除いてみると、「子どもの看護を理由に休みがとれない」や「休暇日数が足りないので休めない」が高い割合となっています。

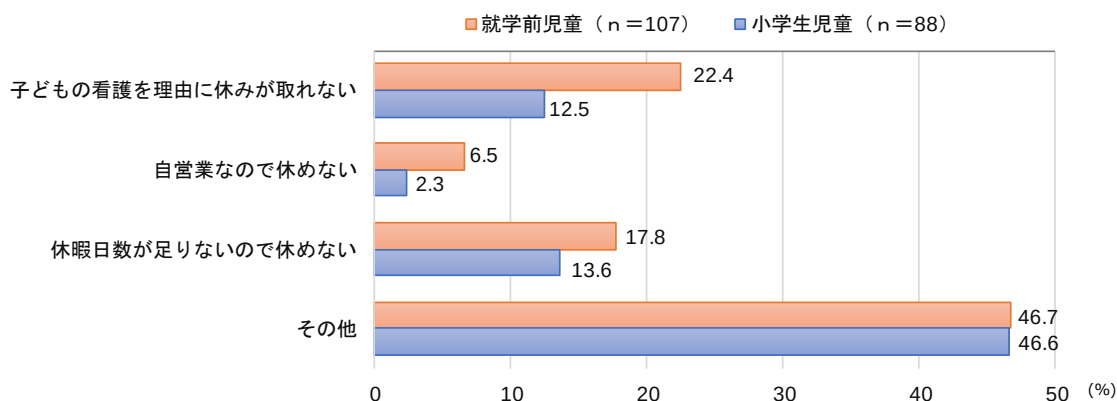
(病児・病後児保育等の利用希望)



(仕事を休んで看たいか)



(仕事を休んで看ることが非常に難しい理由)

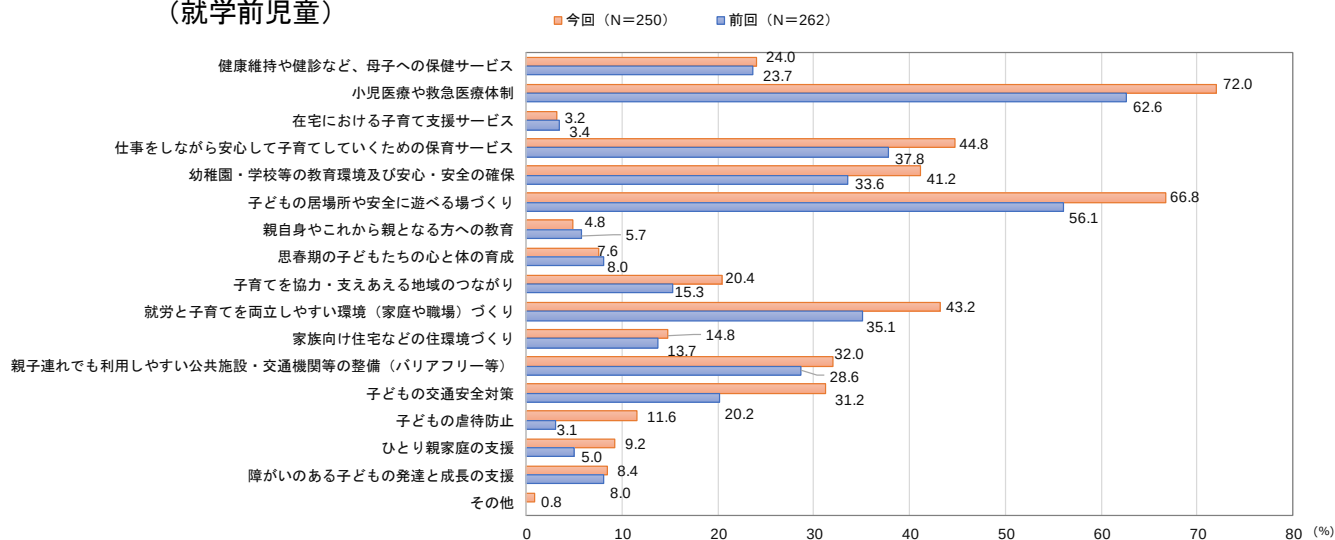


(6) 子育てで充実して欲しいものについて

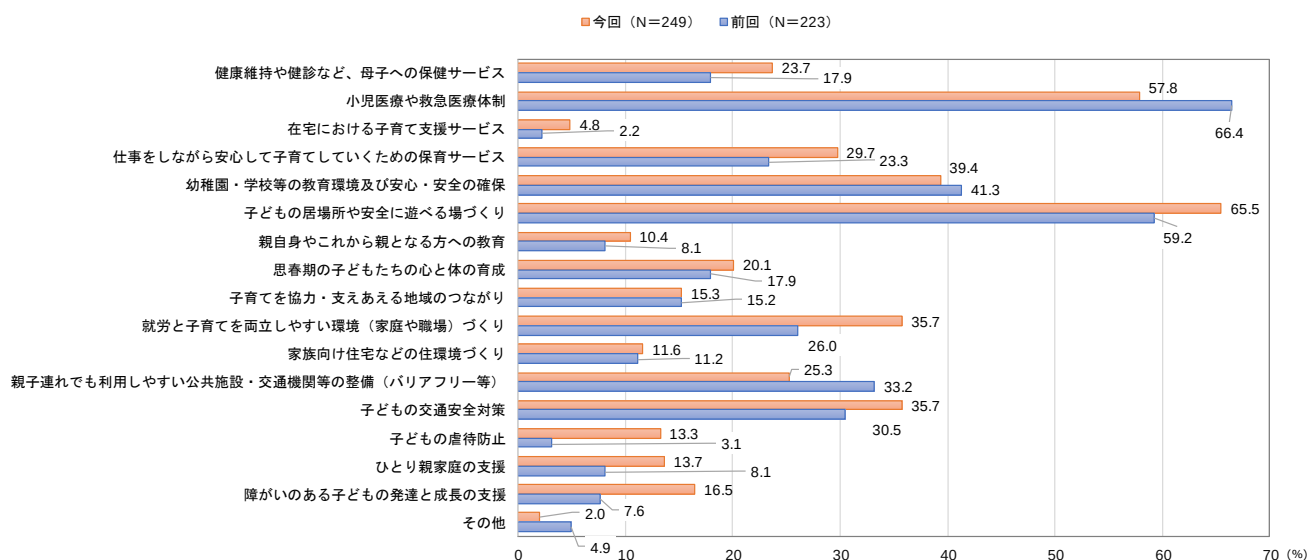
小児医療等や子どもの安全な居場所や遊び場づくり、仕事との両立に対する希望が多く、自由意見等においてもこのような意見が多くみられました。

- ・就学前児童は、「小児医療や救急医療体制」が72.0%と最も多く、次いで「子どもの居場所や安全に遊べる場づくり」が66.8%、「仕事をしながら安心して子育てしていくための保育サービス」が44.8%となっています。前回調査と比較する、特に「子どもの居場所や安全に遊べる場づくり」が10.7%増加しています。
- ・小学生児童は、「子どもの居場所や安全に遊べる場づくり」が65.5%と最も多く、次いで「小児医療や救急医療体制」が57.8%、「幼稚園・学校等の教育環境及び安心・安全の確保」が39.4%となっています。前回調査と比較すると、上位2つの順位が入れ替わっています。

(就学前児童)



(小学生児童)



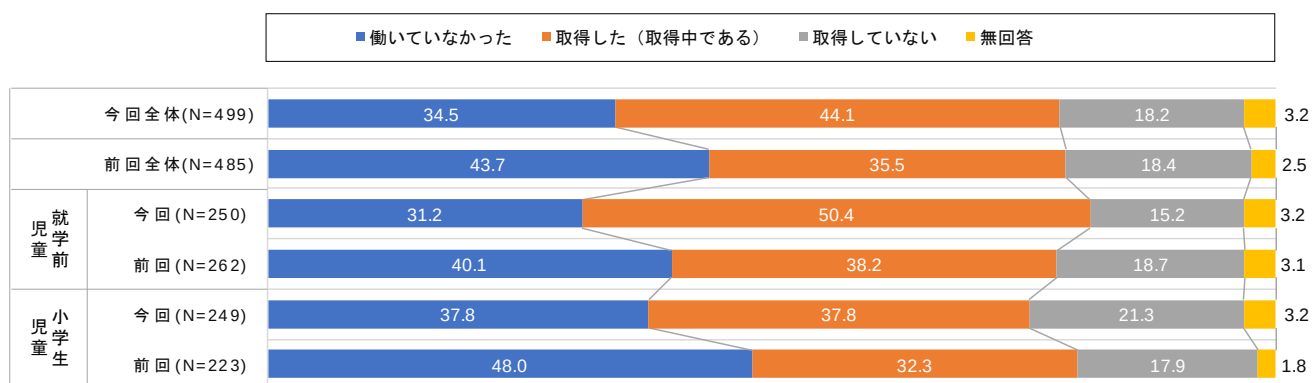
(7) 職場の両立支援制度について

育児休業においては、母親の取得の割合は増えていますが、父親が取得していない割合が多くなっています。また、取得していない理由においては、仕事が忙しいことや育児休業の制度がないなどの仕事に関する理由が多い傾向があります。

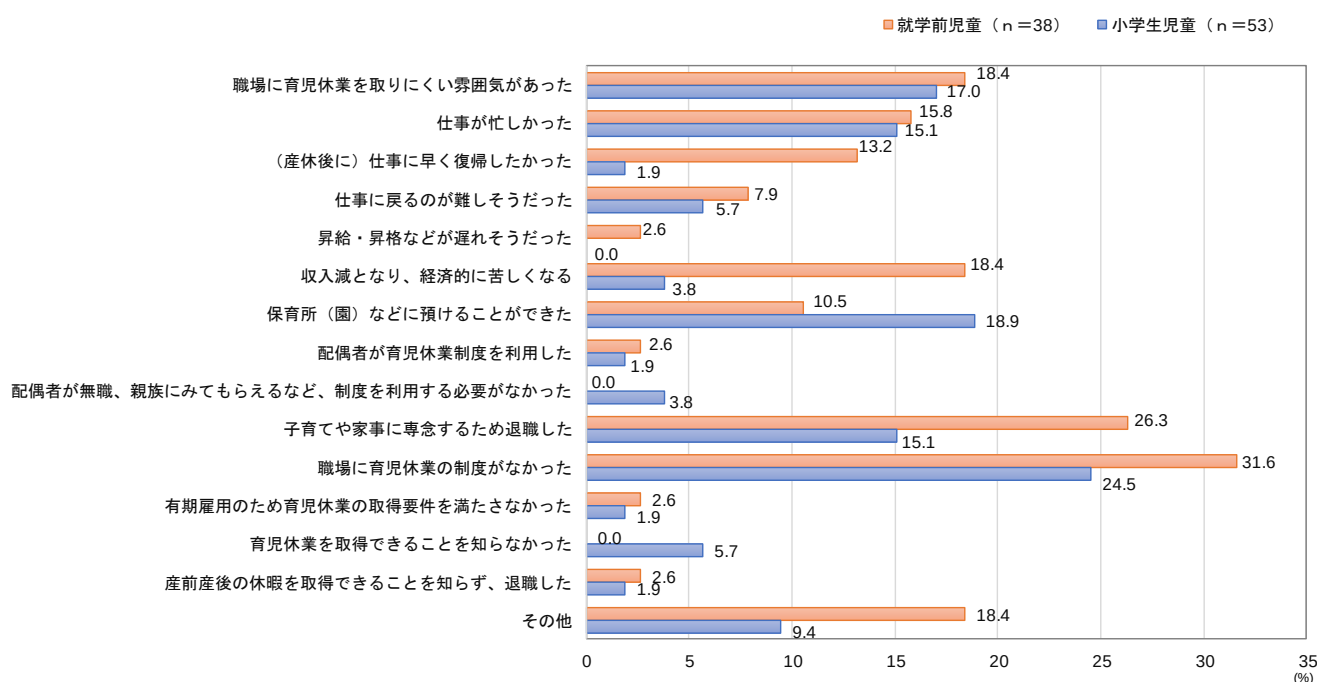
【母親】

- ・育児休業の取得状況では、全体でみると育児休業を「取得した（取得中である）」が44.1%と最も多く、前回と比較するとその割合は8.6%増加しています。
- ・育児休業を取得していない理由としては、就学前児童と小学生児童ともに「職場に育児休業の制度がなかった」が最も多くなっています。

(育児休業の取得の有無)



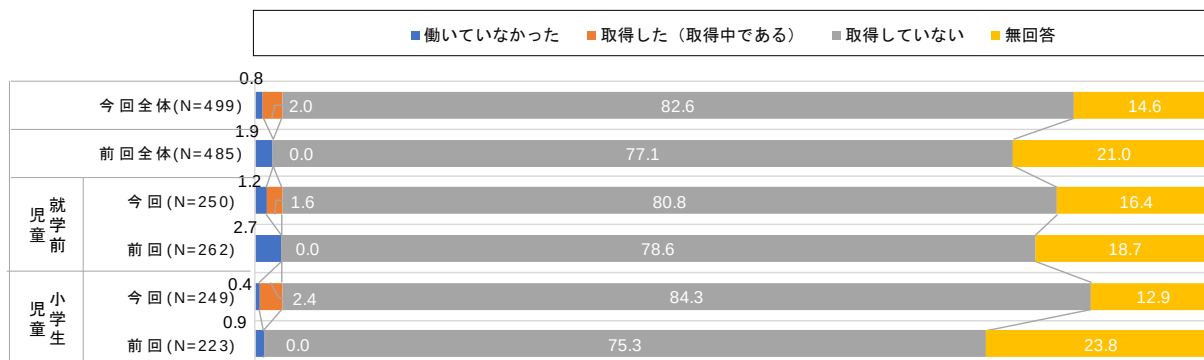
(育児休業を取得していない理由)



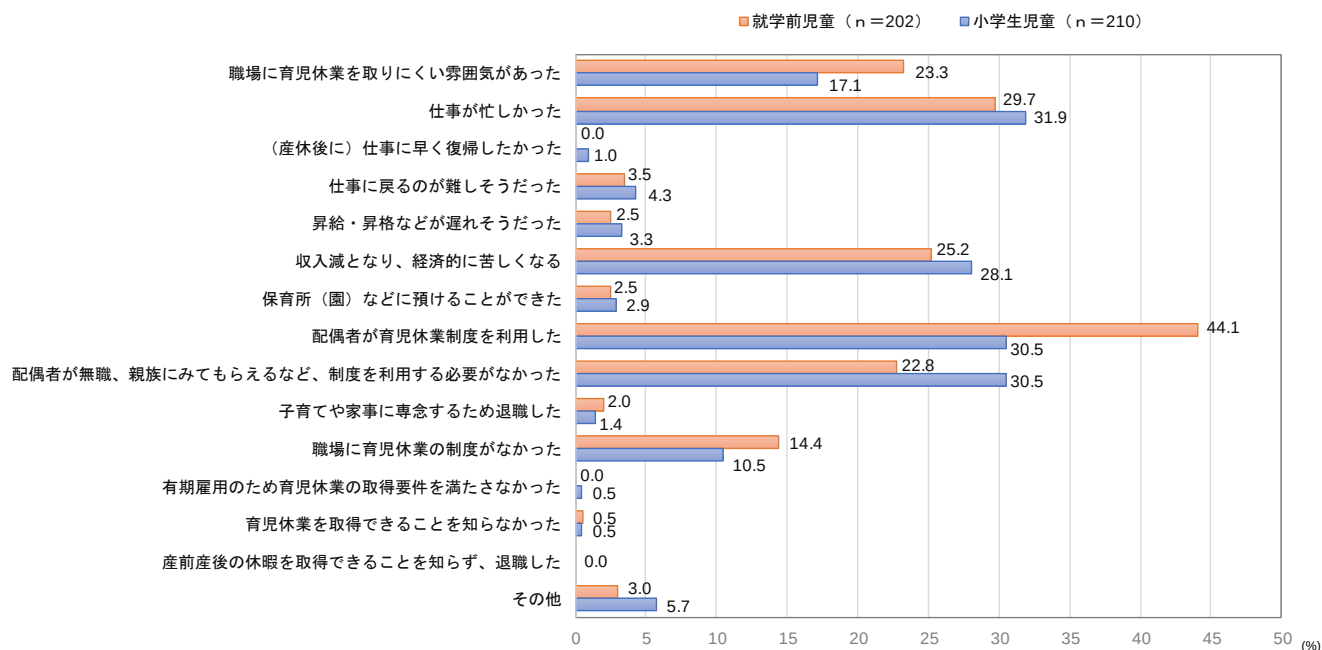
(父親)

- ・育児休業の取得状況では、全体で育児休業を「取得していない」が82.6%と最も多く、前回調査と比較するとその割合は5.5%増加しています。
- ・育児休業を取得していない理由としては、就学前児童では「配偶者が育児休業を利用した」が44.1%と最も多く、小学生児童では「仕事が忙しかった」が31.9%と最も多くなっています。

(育児休業の取得の有無)



(育児休業を取得していない理由)

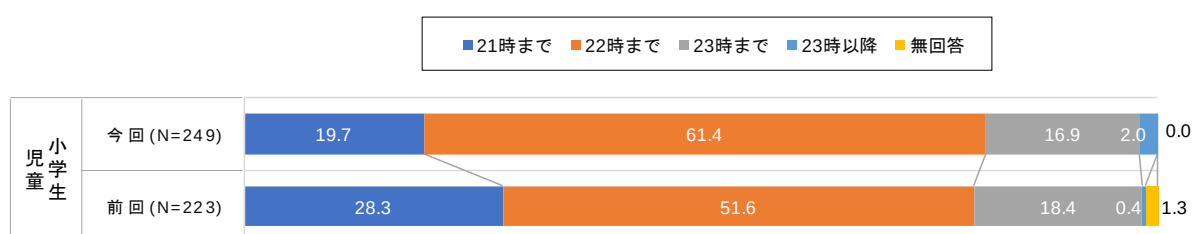


(8) 子どもの生活環境について

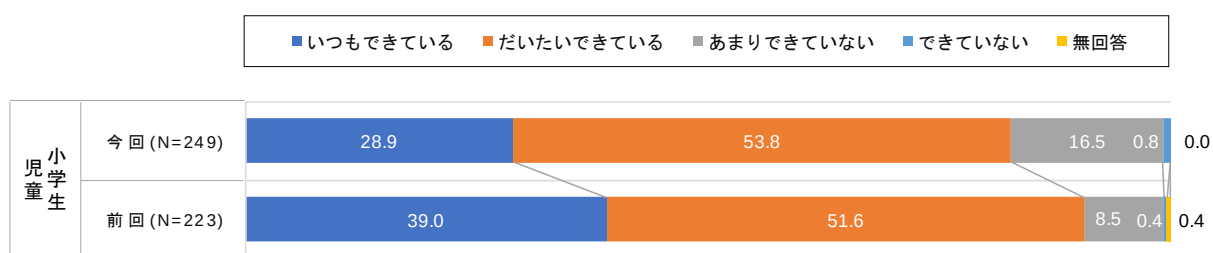
小学生児童の生活の状況では、就寝時間が 22 時と遅くまで起きている傾向にあり、あいさつに関しても自分からできている子どもが少なくなっていると考えられます。

- ・就寝時間は、「22 時まで」が 61.4%と最も多くなっています。
- ・あいさつが自分からできているかは、「だいたいできている」が 53.8%と最も多くなっていますが、前回に比べ「いつもできている」の割合が減り、「できていない」の割合が増えています。

(子どもの就寝時間)



(あいさつが自分からできているか)



3 第1期計画の評価と課題

(1) 基本計画の実施状況把握

第1期計画では、子ども子育て支援の特定施策として3つの柱を定めています。

平成27年度から平成30年度までの取組について、担当課が評価を行い、下表のように整理しました。

■ 第1期御船町子ども・子育て支援事業計画（基本計画）の評価

子ども・子育て支援の特定施策	4年間の取り組みの評価	基本施策の平均	基本施策の総合評価
1. 産後の休業・育児休業後における特定教育・保育施設の利用			
(1) 産後休業・育児休業後の就労への復帰	3.0	3.0	A
2. 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県施策との連携			
(1) 児童虐待防止対策	3.0	2.7	A
(2) ひとり親家庭の自立支援	2.0		
(3) 障害児施策	3.0		
3. 職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備施策との連携			
(1) 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現のための働き方の見直しに係る取り組みに関する地域の実情に応じた施策	1.5	1.5	C

(凡例)

A (2.5以上) →十分に取組むことができた

B (2～2.4) →ある程度取組むことができた

C (1.5～1.9) →あまり取組むことができなかった

D (1.5未満) →全く取組が進まなかった

(2) 基本計画の実施状況評価

施策の柱(1) 産後の休業・育児休業後における特定教育・保育施設の利用

関係機関と連携し、環境整備に対する取組が進んでいます。

施策の柱(2) 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県施策との連携

● 児童虐待防止対策

情報交換や関係機関との連携を図りながら、取組が進んでいます。

● ひとり親家庭の自立支援

就労支援の情報提供等は行っていますが、町独自の支援事業は行っていないため、今後さらに取組を進めていく必要があります。

● 障がい児施策

県・上益城療育センター等の関係支援機関と連携して取組が進んでいます。

施策の柱(3) 職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備施策との連携

仕事と育児が両立しうる雇用環境づくりについて、今後も啓発を推進します。

4 これまでの子ども・子育て支援の取組

(1) 教育・保育施設の状況について

(令和元年度)

	名称	主体	定員	備考
保育所(園) (6園)	若葉保育園	公営	150人	
	上野保育園	公営	60人	
	高木保育園	民営	85人	
	御船昭和保育園	民営	130人	
	ぎんなん幼愛園	民営	100人	
	滝尾たんぽぽ園	民営	20人	
認定こども園 (2園)	認定こども園 滝尾幼稚園 (幼稚園型)	民営	80人	幼稚園: 45人 保育所: 35人
	認定こども園 みどりの里 (保育所型)	民営	140人	幼稚園: 15人 保育所: 125人
無認可保育所 (1園)	小さな森の子ども園	民営	35人	

(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況について

事業名	事業概要	実績 (平成30年度)
延長保育事業	通常の開所時間(11時間)を超えて保育を行う事業です。 実施箇所は、町内の保育所(6園)と認定こども園(1園)	実利用人数(日) 243人
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者の就業又は疾病等により、放課後自宅で保育できない家庭の小学生児童(1～6年生)に、遊び場や生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。 実施箇所は、6小学校区に9箇所で開催	実利用人数(日) 367人
子育て短期支援事業(ショートステイ等)	保護者の疾病等により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設において児童を預かる事業です。 (ショートステイ・トワイライトステイ)	延べ利用人数(年) 0人
地域子育て支援拠点事業	地域の子育て支援を目的に、親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行っています。 実施箇所は、御船町地域子育て支援センターと御船町つどいの広場「ゆう・ゆう」	延べ人数(月) 516人

事業名		事業概要	実績 (平成30年度)
一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象	幼稚園の在園児を対象として、保育を必要としない園児の預かり保育を実施します。 実施箇所は、認定こども園滝尾幼稚園	延べ人数 3,076人
	幼稚園の在園児以外を対象	保護者が就労又は疾病等のため、一時的に家庭において保育することが困難となった乳幼児を保育所等において、一時的に預かります。 実施箇所は、認定こども園みどりの里・高木保育園	延べ人数 381人
病児保育事業		保護者の就労等の都合により、病気の回復に至らない時期又は回復期にある集団保育を受けることが困難な子どもを、専用施設で預かります。 実施箇所は、御船みるく病児保育室（御船町・嘉島町・甲佐町の3町合同）	延べ人数 74人 (御船町のみ)
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（援助会員）との相互援助活動の連絡・調整を行います。	443人 (延べ人数)
利用者支援事業		教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供や相談、助言等を行います。	1箇所
妊婦健康診査助成事業		母子保健手帳交付時に御船町妊婦健康診査補助券を配布しています。（14回が公費負担）	145人 (延べ人数)
乳児家庭全戸訪問事業		保健師等が生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児に関する相談・情報提供、養育環境の把握等を行います。	122人 (延べ人数)
養育支援訪問事業		子育てに対して不安や孤立感を抱えるなどの養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。	6人 (延べ人数)
実費徴収に係る補足給付を行う事業		世帯の所得状況等を勘案して定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合にかかる日用品や文房具、その他教育・保育に必要な物品にかかる費用、事業への参加に要する費用の全部または一部を助成する事業	
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置や運営を促進する事業	

5 子どもと家族を取り巻く課題

本町の現状やニーズ調査の結果、施策の実施状況、関係団体へのヒアリング調査等から子どもとその家庭を取り巻く課題について、次のように整理することができます。

（１）子育ての負担を軽減するための子育て支援の充実

- ・本町では、女性の就業率やひとり親世帯が増加している状況です。
- ・ニーズ調査では、就労している母親や教育・保育事業を利用している保護者、病児・病後児保育等を利用したい保護者が増えており、保育所や幼稚園等について、選択肢が少ないことや保育時間が短いことなどへの意見がありました。また、育児休業を取得しなかった理由では、育児休業の制度がなかったことや経済的に苦しくなること、仕事が忙しかったなどの意見がありました。
- ・関係団体のヒアリング調査では、子どもが幼い時期から預ける保護者が増えていることや年齢の低い子どもが遅くまで園に残っていることがあるといった意見がありました。

これらの状況から、女性が担う子育ての負担は大きくなっており、仕事をしながら子育てを行う世帯は今後さらに多くなっていくと思われます。そのため、保護者がゆとりをもって子どもと向き合うことができるように、子育て支援や仕事と子どもの両立支援を充実させることが重要です。

（２）子どもが健やかに育つことができるための取組の充実

- ・ニーズ調査では、子どもの居場所や安全に遊べる場づくりに対する意見が多くみられました。また、子どもの生活状況においては、就寝時間が遅くなっていることやあいさつが自分からあまりできていないこと、素直にありがとうなどがあまり言えていない状況がみられます。さらに、通学路の安全の確保やボール遊びができる場所が欲しいなどの意見も多くみられました。

これらの状況から、子どもの生活の状況が変化しており、子どもが健やかに育つことができるように、教育や子どもの遊び場等の環境を充実していくことが重要です。

（３）地域で子育てを見守ることができるような環境の充実

- ・本町では、核家族世帯や単独世帯が増加しており、世帯あたりの人員が少なくなっています。
- ・ニーズ調査では、つどいの広場の利用や利用希望が少なくなっています。また、転入してきたため知り合いがいないことや地域で交流する場所がないなどの意見がありました。
- ・関係する事業者へのヒアリングでは、行政を中心とした連携・協力体制の強化やファミリー・サポート・センターを充実させることの必要性等についての意見がありました。

これらの状況から、子どもや保護者が地域へ関わるのが少なくなっていると思われるため、子育て世代が交流できる環境や地域が一つとなって子どもを見守っていける連携や協力体制を充実していくことが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、第1期計画に基づき子育て支援の施策を進めてきました。

今後も、少子化や子育てニーズの多様化など、子育てをめぐる社会的状況に対応し、将来を担う子どもたちが心も体も健やかに育ち、子育てに関わる人々がゆとりや自信を持って子育てができる町を目指し、「未来へつなぐ 子育ての輪を広げよう」を基本理念と設定して、取組を進めます。

基本理念

未来へつなぐ 子育ての輪を広げよう

2 基本目標

基本理念のもと子ども・子育て支援の基本目標を次のように定め、施策を展開します。

基本目標1 子育てにゆとりをもてるまち

子育てを担う母親がゆとりをもって子育てができるように、本町の特性を踏まえた教育・保育サービスの充実や仕事と子育ての両立支援の充実を図ります。

基本目標2 心ゆたかに健やかに育つまち

保護者が安心して子育てができ、子どもたちが安心して成長していくことができるように、教育や健康、子どもの居場所づくり等の充実を図ります。

基本目標3 地域で子育てを見守るまち

地域全体で子育て支援を行うために、行政、関係機関等が協力し、町がひとつになって子どもを育てていくことができる体制を強化し、必要な支援を進めていきます。

3 計画の体系

基本理念

未来へつなぐ 子育ての輪を広げよう

基本目標1 子育てにゆとりをもてるまち

- ① **教育・保育と支援の充実**
施策：教育・保育の充実、多様な子育て支援サービス
- ② **仕事と子育ての両立支援**
施策：仕事と生活の調和のための企業等への意識啓発、男女共同参画社会の推進
- ③ **子どもの貧困対策の推進**
施策：教育の支援、保護者の就労支援、経済的支援

基本目標2 心ゆたかに健やかに育つまち

- ① **子どもたちが健やかに育つ教育環境づくり**
施策：基本的生活習慣を身に付ける、確かな学力とたくましい心身の育成等
- ② **学校・家庭・地域が協働して活動する環境づくり**
施策：家庭教育・保育への支援、子どもの学びの場づくり等
- ③ **健やかな成長につながる健康づくり**
施策：母子保健施策の充実、歯の健康づくり、食育の推進
- ④ **安心で安全な子どもの活動環境づくり**
施策：子育て家庭が暮らしやすいまちづくり、交通安全対策等、防犯対策等

基本目標3 地域で子育てを見守るまち

- ① **地域による子育て支援の推進**
施策：地域の教育力の向上、ひとり親家庭等の自立支援の推進、児童虐待の防止、障がいのある子どもたちへの支援
- ② **情報提供や連携・相談体制の強化**
施策：子育てに関するネットワークや連携の強化、就学前における相談や情報提供体制の充実

第4章 子ども・子育て支援施策

基本目標1 子ども・子育てにゆとりをもてるまち

【施策の方向性】

働く女性やひとり親世帯が増えていることから、教育・保育事業や病児・病後児保育等の事業を必要とする人が増えている状況にあります。今後も、教育・保育や多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

また、仕事と子育てを両立していくことができるように企業等への意識啓発や多様な働き方ができるように取組を進めていきます。

さらに、経済的に困っている家庭等の子どもの貧困問題への対策を講じていきます。

① 教育・保育と支援の充実

施 策	取 組	内 容
教育・保育の充実	通常保育事業	保護者の就労状況等に応じ、保育所や認定こども園で子どもを預かり、保育を行います。
	延長保育事業	保育所や認定こども園を利用している子どもを対象に、通常の保育時間を延長して子どもを預かります。
	一時預かり事業	保育所や認定こども園において、保護者の病気やその他の理由により家庭で保育が困難な場合に一時的に子どもを預かります。
	休日保育事業	土曜・日曜等の休日に就労する保護者のニーズに応じて、休日の保育を行います。
	保育所・認定こども園のスタッフの資質向上	保育士・教諭の人員の確保を支援し、保育所・認定こども園と連携を図り、共同で研修を行うなど教育・保育の質の向上に努めます。
多様な子育て支援サービス	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	子どもの預かりや送迎など、子育ての援助を受けたい者（依頼会員）と援助を行いたい者（援助会員）を会員として、地域の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。
	病児保育事業	生後3か月から小学生6年生までの病気の回復に至らない時期又は回復期にある子どもを専用施設で預かります。
	子育て短期支援事業	保護者の疾病等により家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設において児童の養育・保護を行います。
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	放課後、保護者が就労等の場合に、小学生に遊び場や生活の場を提供します。

② 仕事と子育ての両立支援

施 策	取 組	内 容
仕事と生活の調和のための企業等への意識啓発	企業等への意識啓発	女性が出産後継続して就労できるように、企業（事業所）内で、妊娠や出産等に対する理解促進や職場環境の整備を啓発します。
男女共同参画社会の推進	多様な働き方の啓発	家事、育児及び介護等に男女に関わらず参画できるように、在宅勤務やテレワーク、フレックスタイム等の多様な働き方を啓発します。
	働き方改革の推進	育児休業制度、有給休暇制度等について、情報提供を行い、企業（事業所）の積極的な取組を促進します。

③ 子どもの貧困対策の推進

施 策	取 組	内 容
教育の支援	保育所・認定こども園等の利用者負担軽減	保育所・認定こども園の保育料の無償化を円滑に実施するとともに、同一世帯から二人以上の子どもの入所の場合は、保育料を減免します。
	就学援助	経済的に困っている家庭に対して、入学準備金や給食費、学用品費等、就学に必要な資金を支給します。
保護者の就労支援	自立支援教育訓練給付金事業等	自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金により、ひとり親や寡婦の資格取得を支援します。
経済的支援	ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等に対して、医療費自己負担額の一部を助成します。
	生活困窮者住宅確保給付金事業	離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある保護者に対して住居確保給付金を支給する事業の周知を行います。



基本目標2 心ゆたかに健やかに育つまち

【施策の方向性】

「御船町教育振興基本計画」等に基づき子どもの基本的生活習慣を確立するとともに、学校教育において、たくましく、感性豊かな人づくりを進めます。さらに、子どもの健やかな成長のために健康づくりや食育の推進、安全で安心な活動環境づくりを進めます。

① 子どもたちが健やかに育つ教育環境づくり

施 策	取 組	内 容
基本的生活習慣を身に付ける	早寝・早起き・朝ご飯 ハンカチ持参	全ての小学校で、「早寝・早起き・朝ご飯」運動を継続して実施し、清潔な生活習慣の第一歩として「ハンカチ持参」の奨励に取り組みます。
	あいさつ運動の展開	家庭内でのあいさつを含め、年間を通して定期的に登校時刻に合わせて全町内で小学校区ごとに「あいさつ運動」を展開します。
	子育てに関する講演会等の開催	親のあり方や悩みの解決に役立つよう、各保育所、認定こども園、小・中学校の段階に応じた子育てに関する講演会等を実施し、各種教育相談に応じる体制を整えます。
確かな学力とたくましい心身の育成	基礎・基本の確実な定着のための指導方法の工夫改善	子どもたちのキャリア発達を見据えながら、指導方法の工夫改善により、各教科の基礎・基本の徹底を図ります。
	豊かな心の醸成と‘分かる・できる’UDの視点に基づく教育の展開	道徳教育を推進するとともに、人権尊重の精神とユニバーサルデザインの視点に基づく指導方法の工夫改善により、豊かな心を醸成します。
	運動機会の多様化	体育授業における指導方法の工夫改善に取り組み、運動量を確保する一方、学校内外での子どもたちの多様な運動機会を設定します。
学校教育環境の整備	通学路の安全確保と定期的な安全点検の実施	各地域の交通安全協会を始め、各学校PTA、「子ども110番の家」等の協力を得ながら安全な登下校のための見守り活動を実施します。
	学校におけるICT環境の整備	学校に情報機器やネットワーク環境等のICT環境の整備を図ります。
音楽に親しみ感性豊かな子どもを育てる	音楽的体験活動の実施	町の保育所・認定こども園、小・中学校が平成音楽大学との連携を深めて、音楽的な活動や体験の機会を増やします。
	「音楽フェスティバルの（仮称）」の開催	一般町民、各保育所、認定こども園、小・中・高校、大学の参加をもとに、年1回音楽を中心とした発表会を開催します。

施 策	取 組	内 容
グローバル人材の育成	郷土学習教材作成	本町に伝わる歴史や文化、伝統芸能や産業等を本町の全ての児童が学べるよう、小学校社会科の副読本を作成し、各小学校の授業に供します。
	海外交流体験・他地域との交流促進	小・中学生による米国モンタナ州の「ミズラ子ども劇場」の開催や恐竜に関する他地域との交流活動を通じて、異文化や異なる価値観を理解し合う交流を促進します。
	ALT、英語教育指導員等を活用した英語教育の充実	町独自採用の英語教育指導主事及び英語教育指導員を学校現場に配置し、ALTとともに小中学校の英語教育の充実を図ります。
就学前、小・中学校、高校・大学・地域間の連携	就学前から高等学校・大学までの教育活動を通じた連携事業の推進	様々な機会を通して、保育所、認定こども園、小・中学校、御船高等学校、平成音楽大学の教育機関と地域の連携を図り、ネットワークを構築して子どもの健全な成長と発達を支援します。
	学校運営協議会の活動を通じた学校と保護者・地域との連携強化	各学校の学校運営協議会の活動を通して学校と保護者・地域が情報を共有し、共に教育活動を推進することで、強固な連携や交流を図ります。
	各学校の「社会に開かれた教育課程」を実現する体制づくり	各学校の「社会に開かれた教育課程」を実現するために、各保育所、認定こども園、小・中・御船高等学校、平成音楽大学、地域、PTA が共同して参加できる行事を企画し、相互訪問や意見交換の機会を設けます。



② 学校・家庭・地域の協働の場づくり

施 策	取 組	内 容
家庭教育・保育への支援	親の学びの支援	県の「くまもと『親の学び』プログラム」への参加を推奨し、「くまもと家庭教育支援条例」や「くまもと家庭教育 10 か条」、「親子で身につけよう！生活リズム」、「くまもと携帯電話・スマートフォン利用5か条」等の県の家庭教育施策に関する啓発及び情報提供を行います。
	PTA 研修、授業参観等における子育て講話等の実施	子育て家庭を支援するために、PTA 研修会や各学校の授業参観等の機会に子育てに関する講演・講話等を実施します。
子どもの学びの場づくり	御船町総合型地域スポーツクラブ「フネッピー」の実施	町全体で子どもたちの放課後や休日等の運動機会を保障するために、スポーツセンターを中心として総合型地域スポーツクラブ「フネッピー」を活用します。
	中学校「地域未来塾」の開催	中学3年生を対象に、基礎的内容の確認や補習なども含めた学習支援を中学校内で行う「地域未来塾」を、地域住民や教員OBの協力を得ながら実施します。
子どもの健全育成と安全確保	青少年健全育成町民会議各支部との連携による健全見守り活動	青少年健全育成町民会議を開催し、家庭・学校・地域・行政が相互に連携し、青少年の健全育成に取り組みます。商店街や交通量の多い危険な交差点等について地域住民の協力を得ながら定期巡回し、見守りを行います。
	「童話発表会」・「子ども英語劇場」などの開催	子どもの健全育成を図るために、各小学校の代表による「童話発表会」、小・中学生による「子ども英語劇場」を開催します。
地域学校協働活動の推進	地域学校協働本部の活動推進	地域と学校が連携及び協働して地域学校協働活動を推進するために御船町地域学校協働本部を設置しており、活動を推進します。
	各学校設置の学校運営協議会との連携	学校運営協議会と地域学校協働本部が円滑な関係を構築し、効果的に連携・協働していくために、コミュニケーションや情報共有を図ります。
	町内諸団体との連携による地域行事参加や健全育成活動の展開	地域学校協働本部が町内の諸団体と連携し、積極的に地域行事へ参画し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えます。

③ 健やかな成長につながる健康づくり

施 策	取 組	内 容
母子保健施策の充実	母子健康手帳交付	母子健康手帳交付時に個別面談を行い、心身の状況を把握し安全に出産できるように保健指導を実施します。
	乳幼児健康診査	4か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査への受診を促進します。
	子どもの発達相談	乳幼児健診、相談等で専門的な支援が必要な乳幼児に対し、個別に発達相談を行います。
歯の健康づくり	歯科保健指導の充実	乳幼児健診時に歯科医師により歯科検診を行うとともに、歯科衛生士による歯科保健指導を行います。
	幼児フッ化物塗布、フッ化物洗口事業	1歳から5歳未満児へのフッ化物塗布を促進し、保育所、認定こども園、小・中学校におけるフッ化物洗口を適切に実施します。
食育の推進	乳幼児期における食育の推進	母子健康手帳交付時や乳幼児健診において、保護者自身の食生活の振り返りや子どもの発達段階に応じた食事の進め方等の情報提供を行います。
	小学校における食育の推進	親子料理教室、夏休み子どもクッキング教室等により、子どもの食に関する力を育てます。



④ 安全で安心な子どもの活動環境づくり

施 策	取 組	内 容
子育て家庭が暮らしやすいまちづくり	子育て家庭にやさしい公共施設等の整備	子育て家庭が利用する公共施設などのバリアフリー化の進捗状況を点検し、改修、維持管理に努めます。
	キッズドリーム運動公園プロジェクト	子どもたちの可能性を広げ、健全な成長と発達を促すために、幼少期から夢を持ってスポーツに取り組む場を設けます。
	公園スペースの整備	子どもたちが遊ぶ身近な公園スペースの確保を図ります。
交通安全対策等	子どもの交通安全活動の推進	交通安全期間中及び学期当初等に、地域住民の協力を得て、主要交差点、横断歩道等で、通学児童の交通指導を行います
	通学路の安全確保と定期的な安全点検の実施	各小学校区で定期的な通学路の安全点検を実施します。各地域の交通安全協会、各学校 PTA、再構築した「子ども110番の家」等の協力のもと、登下校の見守り活動を実施します。
防犯対策等	子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進	校区防犯ネットワーク協議会の体制強化を図り、防犯に関する活動を地域ぐるみで実施します。
	防犯灯等の設置推進	地域からの要請により、設置の優先順位を検討しながら、住民・企業の協力を得て防犯灯や防犯カメラの設置を推進します。



基本目標3 地域で子育てを見守るまち

【施策の方向性】

親族や知り合いが身近にいないことや地域の交流の場への参加が少ないことから、地域に関わることが少なくなってきました。また、働きながら子育てを行う世帯やひとり親家庭が増えていることなどから、保護者が抱える子育ての負担は大きくなっています。

そのため、地域全体で子どもをみることができ、困っている保護者に支援が行き届くように、地域による子育て支援を推進し、情報提供や相談体制の強化を図ります。

① 地域による子育て支援の推進

施 策	取 組	内 容
地域の教育力の向上	地域全体の子育てについての意識啓発	青少年健全育成町民会議、子ども会及び公民館活動等が連携して「地域の子どもを、みんなで育てる」事業を推進します。
	コミュニティ・スクールの推進	各小学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入し、学校と保護者や地域住民が協働して「地域とともにある学校づくり」を推進します。
ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭等への支援の推進	母子相談員、民生・児童委員との連携を図り、ひとり親家庭への相談及び支援に努めます。
	経済的な支援制度の周知	児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費支給制度等の経済的な支援体制の住民への周知を図ります。
児童虐待の防止	児童虐待の防止	要保護児童対策地域協議会におけるケース会議の充実・強化に努め、児童虐待のおそれのある児童について、関係部署及び関係機関で情報を共有し、適切な連携のもとで、早期発見及び適切な保護を図ります。
障がいのある子どもたちへの支援	保育所・認定こども園等の障がい児の受け入れの推進	児童の状況を踏まえ、保育所・認定こども園等における障がい児の受け入れを推進します。
	特別ニーズがある児童・生徒への教育的支援の充実	特別支援教育コーディネーターの校内での活用を進めるとともに、個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成により、通常の学級で進める特別支援教育の充実を図ります。

② 情報提供や連携・相談体制の強化

施 策	取 組	内 容
子育てに関するネットワークや連携の強化	御船町子育て連絡協議会	子育てに関する事業所等により構成される御船町子育て連絡協議会を充実し、子育てに関する事業の推進を図ります。
	保育所・認定こども園と小学校との連携の推進	保幼小連携を充実・強化し、子ども同士、先生同士の交流を推進します。
就学前における相談や情報提供体制の充実	子育て世代包括支援センターの設置及び利用促進	妊娠・出産・子育てに関する相談・情報提供等を行う機関として、子育て世代包括支援センターを設置し、当該機関が活用されるように母子健康保健手帳交付時や広報、やホームページ等で周知を行い、利用促進を図ります。
	利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業の充実	子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報を提供する機関として充実を図ります。
	就学等の教育相談	就学時健診において、学校で教育相談を実施し、関係課が連携して、子どもや保護者の進学に関する相談に適切に対応します。



第5章 子ども・子育て支援事業

1 教育・保育の提供区域の設定方針

本町は、地形的に山岳や大規模河川等で分断されておらず、一体となった地理的条件を有します。また、国・県・町道で町内の各地域が結ばれており、社会的なつながりがあります。さらに、町内の幼児教育・保育施設は、近隣からの利用の比率が高いものの町内全域から利用されています。

以上を勘案し、本町の教育・保育の提供区域は、町全域の1区域と設定します。

2 幼児期の学校教育・保育

(1) 教育・保育の見込量

将来の児童数及びニーズ調査によって、見込量は下表のように推計されます。

これを踏まえて、子ども・子育て支援事業計画策定時に、事業種別（認定こども園、保育所）の提供体制の検討を行います。

1) 実績による推計

表① 平成31年度4月1日現在の実績

単位：人

施設別利用実績	認定区分	1号認定 (3～5歳)	2号認定 (3～5歳)	3号認定 (0～2歳)		計
	教育を希望	保育が必要	保育が必要			
			0歳	1～2歳		
認定こども園 (幼稚園部分)	53				53	
認定こども園 (保育所部分)		99	62		161	
			7	55		
保育所		284	192		476	
			19	173		
町外施設の利用	3	9	6		18	
			0	6		
計	56	392	260		708	
			26	234		

※ 利用実績は、町外の子どもの教育・保育の利用人数を含む

表② 平成27～30年度4月1日現在の実績

単位：人

認定区分 年度別利用実績	1号認定 (3～5歳)	2号認定 (3～5歳)	3号認定 (0～2歳)		計
	教育を希望	保育が必要	保育が必要		
			0歳	1～2歳	
平成27年度	76(3)	406(3)	254(1)		736 (7)
			33(1)	221(0)	
平成28年度	92(5)	401(4)	257(6)		750 (15)
			32(1)	225(5)	
平成29年度	81(5)	403(0)	240(6)		724 (11)
			25(1)	215(5)	
平成30年度	73(5)	403(4)	245(7)		721 (16)
			37(0)	208(7)	

※ 年度別の利用実績は、町外の子どもの教育・保育の利用人数を含む※ () の人数は、教育・保育を町外の施設で利用している人数を示す

表③ 現在の利用状況(①と②)による推計値

単位：人

認定区分 年度別、量の見込み	1号認定 (3～5歳)	2号認定 (3～5歳)		3号認定 (0～2歳)		計
		幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	それ 以外	0歳	1、2 歳	
令和2年度	55	374		268		697
		21	353	30	238	
令和3年度	56	381		256		693
		21	360	29	227	
令和4年度	57	393		254		704
		22	371	27	227	
令和5年度	59	402		246		707
		22	380	27	219	
令和6年度	56	386		238		680
		23	363	26	212	

※認定区分の内訳は次のとおり

1号：3～5歳 学校教育のみ、2号：3～5歳 保育の必要性あり、3号：0歳～2歳 保育の必要性あり

2) 国のワークシートによる推計

表④ 現在のニーズによる推計値

単位：人

認定区分 年度別、量の見込み	1号認定 (3～5歳)	2号認定 (3～5歳)		3号認定 (0～2歳)		計
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	それ以外	0歳	1、2歳	
令和2年度	34	349		302		685
		19	330	91	211	
令和3年度	35	357		289		681
		20	337	88	201	
令和4年度	36	367		285		688
		20	347	84	201	
令和5年度	37	376		277		690
		21	355	83	194	
令和6年度	35	361		266		662
		20	341	78	188	

※認定区分の内訳は次のとおり

1号：3～5歳 学校教育のみ、2号：3～5歳 保育の必要性あり、3号：0歳～2歳 保育の必要性あり

3) 教育・保育の見込量の設定

現在の利用状況による推計値（表③）と国のワークシートによる推計値（表④）の数値を比べると、国のワークシートによる推計値が現況とかけ離れているため、現在の実績（表③）を用いて見込を設定します。

表 見込量の設定

単位：人

認定区分 年度別、量の見込み	1号認定 (3～5歳)	2号認定 (3～5歳)		3号認定 (0～2歳)		計
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	それ以外	0歳	1、2歳	
令和2年度	55	374		268		697
		21	353	30	238	
令和3年度	56	381		256		693
		21	360	29	227	
令和4年度	57	393		254		704
		22	371	27	227	
令和5年度	59	402		246		707
		22	380	27	219	
令和6年度	56	386		238		680
		23	363	26	212	

(2) 提供体制確保の方針

【教育・保育の量の見込みと確保方策（令和2年）】

（単位：人）

		1 号	2 号	3 号		計
		3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1 ～ 2 歳	
		教育を希望	保育が必要	保育が必要		
量の見込み		55	374	30	238	697
確保方策	認定こども園（幼稚園部分）	60				60
	認定こども園（保育所部分）		99	8	53	160
	保育所		315	50	180	545
	地域型保育事業					
	企業主導型					
	計	60	414	58	233	765
	確保方策－量の見込み	5	40	28	▲5	68
広域利用	御船町の居住児童分：①	3	9	6		18
	他市町からの受入児童分：②	8	7	5		20
確保方策+①-量の見込み-②		0	42	24		66

【教育・保育の量の見込みと確保方策（令和3年）】

（単位：人）

		1 号	2 号	3 号		計
		3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1 ～ 2 歳	
		教育を希望	保育が必要	保育が必要		
量の見込み		56	381	29	227	693
確保方策	認定こども園（幼稚園部分）	60				60
	認定こども園（保育所部分）		99	8	53	160
	保育所		315	50	180	545
	地域型保育事業					
	企業主導型					
	計	60	414	58	233	765
	確保方策－量の見込み	4	33	29	6	72
広域利用	御船町の居住児童分：①	3	9	6		18
	他市町からの受入児童分：②	7	7	5		19
確保方策+①-量の見込み-②		0	35	36		71

【教育・保育の量の見込みと確保方策（令和4年）】

（単位：人）

		1 号	2 号	3 号		計
		3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1 ～ 2 歳	
		教育を希望	保育が必要	保育が必要		
量の見込み		57	393	27	227	704
確保方策	認定こども園（幼稚園部分）	60				60
	認定こども園（保育所部分）		99	8	53	160
	保育所		305	46	174	525
	地域型保育事業					
	企業主導型					
	計	60	414	58	233	765
	確保方策－量の見込み	3	21	31	6	61
広域利用	御船町の居住児童分：①	3	9	6		18
	他市町からの受入児童分：②	6	7	5		18
確保方策+①-量の見込み-②		0	23	38		61

【教育・保育の量の見込みと確保方策（令和5年）】

（単位：人）

		1 号	2 号	3 号		計
		3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1 ～ 2 歳	
		教育を希望	保育が必要	保育が必要		
量の見込み		59	402	27	218	706
確保方策	認定こども園（幼稚園部分）	60				60
	認定こども園（保育所部分）		99	8	53	160
	保育所		315	50	180	545
	地域型保育事業					
	企業主導型					
	計	60	414	58	233	765
	確保方策－量の見込み	1	12	31	15	59
広域利用	御船町の居住児童分：①	3	9	6		18
	他市町からの受入児童分：②	4	7	5		16
確保方策+①-量の見込み-②		0	14	47		61

【教育・保育の量の見込みと確保方策（令和6年）】

（単位：人）

		1 号	2 号	3 号		計
		3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1 ～ 2 歳	
		教育を希望	保育が必要	保育が必要		
量の見込み		56	386	26	212	680
確保 方 策	認定こども園（幼稚園部分）	60				60
	認定こども園（保育所部分）		99	8	53	160
	保育所		315	50	180	545
	地域型保育事業					
	企業主導型					
	計	60	414	58	233	765
	確保方策－量の見込み	4	28	32	21	85
広域 利用	御船町の居住児童分：①	3	9	6		18
	他市町からの受入児童分：②	7	7	5		19
確保方策+①-量の見込み-②		0	30	54		84

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 延長保育事業（保育所等の延長保育）

延長保育事業は、通常の開所時間（11 時間）を超えて保育を行う事業で、町内 7 か所で実施しており、町内の保育所の 6 か所（若葉保育園、上野保育園、高木保育園、御船昭和保育園、ぎんなん幼愛園、滝尾たんぼぼ園）及び認定こども園の 1 か所（みどりの里）で行っています。

① 量の見込み

ニーズ調査からは少なく見込まれるため、これまでの実績を踏まえて見込みます。

● 見込量

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込量（人）	277	275	273	271	269
確保方策（人）	277	275	273	271	269

・算出方法：平成 27 年～平成 30 年の利用実績より

（参考）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実 績（人）	348	315	319	243	
前回の見込量（人）	310	305	300	300	301

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ調査より（人）	114	113	114	114	109

② 提供体制

・町内の保育所（6 か所）と認定こども園（1 か所）の 7 か所で実施します。

(2) 放課後児童健全育成事業

保護者が就業や疾病等により、放課後自宅で保育できない家庭の小学生児童（1～6年生）に、遊び場や生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業で、本町では学童保育と称します。

① 量の見込み

これまでの実績や現状の実績を踏まえて、ニーズ調査から見込みます。

● 見込量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量（人）	485	479	466	457	458
1年生	128	129	127	126	128
2年生	114	114	111	109	103
3年生	82	84	85	87	91
4年生	78	76	72	69	68
5年生	49	48	45	43	42
6年生	34	29	25	21	19
確保方策	485	479	466	457	458

・算出方法：ニーズ調査より

（参考）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実績（人）	294	303	333	367
1年生	90	71	86	95
2年生	83	88	70	86
3年生	56	63	79	59
4年生	31	48	53	60
5年生	18	20	34	38
6年生	16	13	11	29
前回の見込量（人）	290	290	420	450

② 提供体制

・学童保育の専用施設を活用して保育を実施しますが、児童数の増加により、保育スペースが狭いクラブが多数あるとともに、分割しなければならないクラブも出てきますので、利用者数に併せて施設の改修及び建設を行います。

・令和2年4月1日現在の設置箇所数：10箇所

③ 放課後子ども総合プラン

- ・仕事と子育ての両立を支援するため、すべての小学生が放課後等を安心かつ安全に過ごし、多様な体験及び活動を行うことができるよう、「新 放課後子ども総合プラン」に基づいた学童保育及び放課後子ども教室の一体的又は連携した取組の推進を検討します。
- ・放課後子ども教室の活動内容
 - ア 放課後や週末等における子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）の確保
 - イ 多様な大人の参画を得て、子どもたちに、様々な体験・交流・学習活動の提供
 - ウ 様々な体験・交流・学習活動を通して、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の涵養
 - エ 子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実
 - オ その他子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動
- ・具体的に次のような取組を検討します。

～「新・放課後子ども総合プラン」について（平成30年9月14日付、30文科生第396号、子発0914第1号）より抜粋～

- 1) 学童保育の令和6年度に達成されるべき目標事業量
全ての小学校区に学童保育は整備済みです。
- 2) 一体型の学童保育及び放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量
一体型の学童保育及び放課後子ども教室の整備について、今後検討します。
- 3) 放課後子ども教室の令和6年度までの整備計画
希望する学校区を調査・把握し、実施に向けて計画的な整備を推進します。
- 4) 学童保育及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
放課後子ども教室を実施する場合は、共通プログラムの企画段階から、学童保育の支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日数を検討できるよう、学校区毎の定期的な打合せの場を設けます。
- 5) 小学校の余裕教室等の学童保育及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策
運営委員会等において、余裕教室の活用状況等について、定期的に協議を行い、使用計画を決定・公表します。また、放課後子ども教室の実施日には、特別教室、体育館・校庭、図書室等の一時利用を促進します。

6) 学童保育及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後活動の実施にあたっての責任体制を文書化するなど明確化します。

7) 地域の実情に応じた学童保育の開所時間の延長に係る取組等

令和6年度までに、開所時間延長支援事業をすべての学童保育で実施することを目指します。

【放課後児童クラブ（学童保育）】

設備及び運営に関する基準

支援の目的	留守家庭の児童が、家庭や地域等との連携の下で、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行う。
設備	専用区域（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた区画）を設け、面積は児童1人につきおおむね1.65㎡とする。
職員	放課後児童支援員を各施設に2人以上配置する（うち1人を除き、補助員の代替が可能）
児童の集団の規模	1施設の児童数は、おおむね40人以下とする。
開所時間	①土、日、長期休業期間等（小学校の休業日）は、1日につき8時間とする。 ②平日（小学校授業の休業日以外の日）は、1日につき3時間とする。 上記に基づき、保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して、施設ごとに定める。
開所日数	1年につき250日以上を原則とする。
その他	非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の防止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応など

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

子育て短期支援事業は、次の2種類から構成されます。

○ 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

→保護者が疾病など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合等に、施設において児童を預かる事業です。

○ 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

→保護者が仕事やその他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等に、施設において児童を預かる事業です。

① 量の見込み

これまでの実績から見込みます。

● 見込量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量（人日）	0	0	0	0	0
確保方策（人日）	0	0	0	0	0

・算出方法：平成27年～平成30年の利用実績より

・人日：利用人数に一人当たりの利用日数をかけ合わせたもの

（参考）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実績（人日）	0	0	0	0	
前回の見込量（人日）	0	0	0	0	0

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ調査より（人日）	130	129	130	130	125

② 提供体制

・見込量はありませんが、緊急時に利用できるように関係機関と連携を図ります。

(4) 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て支援を目的に、親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行います。

① 量の見込み

これまでの実績から見込みます。

● 見込量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量（人日）	515	514	514	513	512
確保方策（人日）	515	514	514	513	512

・算出方法：平成27年～平成30年の利用実績より

・人日：利用人数に一人当たりの利用日数をかけ合わせたもの

(参考)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実績（人日）	716	552	570	516	
前回の見込量（人日）	750	750	750	750	750

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ調査より（人日）	494	473	466	452	435

② 提供体制

- ・御船町つどいの広場「ゆう・ゆう」で実施します。
- ・子育て支援の専門性を有する職員の配置など相談支援機能を強化します。

(5) 一時預かり事業（認定こども園における在園児を対象とした一時預かり）

認定こども園の在園児を対象として、保育を必要としない又は必要とする園児を預かる事業です。

① 量の見込み

ニーズ調査からの見込量も踏まえて、これまでの実績から見込みます。

● 見込量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量（人日）	3,015	3,018	3,021	3,025	3,028
確保方策（人日）	3,015	3,018	3,021	3,025	3,028

・算出方法：平成27年～平成30年の利用実績より

・人日：利用人数に一人当たりの利用日数をかけ合わせたもの

（参考）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実績（人日）	4,966	1,853	3,066	3,076	
前回の見込量（人日）	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ調査より（人日）	5,249	5,359	5,517	5,651	5,420

② 提供体制

- ・認定こども園（幼稚園部分）2園（滝尾幼稚園、みどりの里）で預かり保育を実施します。



(6) 一時預かり事業（認定こども園の在園児以外を対象とした一時預かり）

保護者の就労やけが、病気、出産等により一時的に家庭において保育することが困難となった乳幼児を保育所・認定こども園等で一時的に預かる事業です。

① 量の見込み

ニーズ調査からは過大な値が見込まれるため、これまでの実績を踏まえて見込みます。

● 見込量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量（人日）	203	201	200	198	197
確保方策（人日）	203	201	200	198	197

・算出方法：平成27年～平成30年の利用実績より

・人日：利用人数に一人当たりの利用日数をかけ合わせたもの

（参考）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実績（人日）	72	171	250	338	
前回の見込量（人日）	150	150	150	150	150

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ調査より（人日）	2,823	2,791	2,814	2,809	2,700

② 提供体制

- ・保育所、認定こども園（みどりの里）において、0歳から6歳までの子どもを保護者が病気や冠婚葬祭、出産等の際に、保護者に代わって一時的に保育を実施します。

(7) 病児保育事業

児童が入院治療を要しない病気療養中または、病気の回復期で集団生活が困難な期間に、保護者が就労等により看病できない場合に一時的に専門施設で保育と看護を行う事業です。御船町、嘉島町、甲佐町の3町で病児保育室を設置し事業を実施しています。

① 量の見込み

ニーズ調査からは過大な値が見込まれるため、これまでの実績を踏まえて見込みます。

● 見込量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量（人日）	101	100	101	101	97
確保方策（人日）	101	100	101	101	97

・算出方法：平成27年～平成30年の利用実績より

・人日：利用人数に一人当たりの利用日数をかけ合わせたもの

（参考）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実績（人日）	175	118	118	74	
前回の見込量（人日）	155	155	155	155	155

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ調査より（人日）	677	670	675	675	648

② 提供体制

- ・町内の「御船みるく病児保育室」で病児保育事業を実施します。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（援助会員）との相互援助活動の連絡・調整を行うものです。相互援助活動には、子どもの預かりや施設への送迎等があります。

① 量の見込み

ニーズ調査からは値が少なく見込まれるため、これまでの実績を踏まえて見込みます。

● 見込量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量（人日）	176	184	192	200	208
確保方策（人日）	176	184	192	200	208

・算出方法：平成27年～平成30年の利用実績より

・人日：利用人数に一人当たりの利用日数をかけ合わせたもの

（参考）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実績（人日）	159	167	331	443	
前回の見込量（人日）	155	155	155	155	155

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ調査より（人日）	21	20	20	19	20

② 提供体制

- ・御船町子育てサポートセンター（子育てふれあい館）で実施します。
- ・0歳から小学校6年生までの保護者の病気、冠婚葬祭等で保護者が児童を保育できない時に援助会員が預かります。

(9) 利用者支援事業

子ども及びその保護者が確実に教育・保育を受け、地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるように関係機関と連絡調整等を総合的に行う事業です。

① 量の見込み

これまでの実績を踏まえて、1か所で実施します。

● 見込量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量（箇所）	1	1	1	1	1
確保方策（箇所）	1	1	1	1	1

・算出方法：平成27年～平成30年の利用実績より

・人日：利用人数に一人当たりの利用日数をかけ合わせたもの

（参考）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実績（箇所）	1	1	1	1	
前回の見込量（箇所）	1	1	1	1	1

② 提供体制

- ・御船町子育てふれあい館で実施します。妊娠期から子育てにわたるまでの切れ目ない支援を検討します。

(10) 妊婦健康診査助成事業

母子健康手帳交付時に、御船町妊婦健康診査補助券を配布しています。（14回が公費負担）

① 量の見込み

これまでの受診実人数や受診回数と今後の出生数から見込みます。

● 見込量

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量 (人)	受診人数	145	140	134	131	125
	受診回数	206	199	191	186	178
確保方策 (人)	受診人数	145	140	134	131	125
	受診回数	206	199	191	186	178

・算出方法

受診人数：実績受診人数／実績出生数（平成27年～平成30年の平均値）×各年の推計出生数

受診回数：実績受診回数／実績出生数（平成27年～平成30年の平均値）×各年の推計出生数

（参考）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実績（人）	受診人数	125	168	132	145	
	受診回数	185	216	209	201	
前回の見込量（人）		150	150	150	150	150

② 提供体制

- ・母子健康手帳交付時に妊婦健康診査補助券を配布し、受診を奨励します。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師等が生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児に関する相談や情報の提供、養育環境の把握等を行います。

① 量の見込み

これまでの訪問人数と今後の出生数から見込みます。

● 見込量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量（人）	118	115	110	107	102
確保方策（人）	118	115	110	107	102

・算出方法：実績訪問人数／実績出生数（平成27年～平成30年の平均値）×各年の推計出生数

（参考）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実績訪問人数（人）	112	102	133	122	
前回の見込量（人）	150	150	150	150	150

② 提供体制

- ・保健師等が訪問して事業を実施します。

(12) 養育支援訪問事業

子育てに対して不安や孤立感を抱えるなどの養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。

① 量の見込み

これまでの訪問人数や延訪問人数と今後の出生数から見込みます。

● 見込量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量（人）	10	10	9	9	9
確保方策（人）	10	10	9	9	9

・算出方法：実績訪問人数／実績出生数（平成27年～平成30年の平均値）×各年の推計出生数

（参考）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実績訪問人数（人）	7	15	11	6	
前回の見込量（人）	10	10	10	10	10

② 提供体制

- ・保健師等が訪問し、育児・栄養の指導・助言等を行います。

(13) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業の実施を検討します。

(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業の実施を検討します。



第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実行や推進を図ります。また、必要に応じて、市民の意見を聴取し、関係者等の協力を得ながら、社会全体、地域ぐるみで子ども・子育て支援の環境整備に向けた意識の醸成を図ります。

2 計画の点検・評価

計画の推進にあたっては、本計画に基づく施策の推進状況や計画の成果について、点検・評価を行います。

評価にあたっては、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を毎年度行い、その結果を公表します。なお、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には必要に応じて、計画の一部を見直します。

資 料 編

1 御船町子ども・子育て会議条例

平成26年3月14日条例第18号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、御船町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 子育て会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 御船町子ども・子育て会議委員名簿

区 分	所属等	氏 名	会議役職
子ども・子育て支援に関する学識経験のある者	御船町教育委員	中熊 英昭	
	大同スマイル保育園園長	長野 英子	副会長
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	NPO法人 子ども子育て談話室代表	柴田 恒美	
	私立保育園代表 御船昭和保育園園長	沖田 昌史	
	認定こども園代表 みどりの里園長	北森 光代	会長
	学校教育課長	西本 和美	
	社会教育課長	沖 勝 久	
	健康づくり支援課長	本田 太志	
	公立保育園代表 若葉保育園園長	津田 庸子	
町長が必要と認める者	町内PTA代表	山田 五郎	
	御船どんぐりクラブ代表	井本 真吾	
	民生・児童委員協議会 主任児童委員	江原 澄恵	

3 御船町子ども・子育て会議審議経過

期 日	内 容
【第1回】 令和元年 7月19日	○第2期御船町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果に基づく量の見込み・確保方策について
【第2回】 令和元年 9月27日	○第2期御船町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果に基づく量の見込み・確保方策について ○第2期御船町子ども・子育て支援事業計画骨子案について
【第3回】 令和元年11月28日	○第2期御船町子ども・子育て支援事業計画素案について
【第4回】 令和2年 2月27日	○第2期御船町子ども・子育て支援事業計画案について

4 用語解説

用 語	解 説
あ 行	
I C T	Information and Communication Technology の頭文字をとったもので、IT（Information Technology）が意味する「情報技術」に情報・知識の共有といった「コミュニケーション」の重要性や意味を付加したもの。
A L T	Assistant Language Teacher の略で、外国語を母国語とする外国語指導助手のこと。小学校や中学校・高等学校に児童・生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に教育委員会から学校に配置され、授業を補助している。
か 行	
核家族世帯	夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯のこと。
キャリア発達	社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程。キャリア教育は、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。（中央教育審議会答申、平成 23 年 1 月）
教育・保育施設	子ども・子育て支援新制度での事業者として市町村の確認を受けた「認定こども園」、「幼稚園」及び「保育所」を指す。
合計特殊出生率	15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数。
コーホート変化率法	過去の年齢別・性別人口、母親の年齢階級別出生率、出生者の男女比などを用いて将来人口を算出する方法で、同じ年齢層の一定期間における人口の変化率に着目して、その変化率で推移するものと仮定して算出する。
さ 行	
就業率	15 歳以上の人口の中で、実際に働いている人の割合。
た 行	
単独世帯	世帯人員が一人の世帯
地域型保育事業	市町村が認可した小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の 4 つの保育事業を行う施設のこと。地域型保育の給付の対象となる。

な 行	
認定区分	保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育などを利用する際に市町村から受ける認定であり、次の3区分が設けられている。 1号＝満3歳以上で教育を希望する場合（利用先：幼稚園、認定こども園） 2号＝満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合（利用先：保育所、認定こども園）、 3号＝満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合（利用先：保育所、認定こども園、地域型保育）
人日（にんにち）	何人の人が何日利用したかを示した単位。2人が3日利用した場合は2人×3日＝6人日と計算される。
は 行	
非親族世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯（他人同士が住居、生計を共にしている世帯等のこと）
や 行	
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍や年齢・性別などの違い、障がいの有無や能力差などを問わずに利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）のこと
要保護児童	保護者に監護させることが不適当であると認められる児童、保護者のない児童のこと。

5 子ども・子育て支援法

最終改正：令和元年5月17日（令和元年法律第7号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
- 二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- 三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のう

ち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

（国民の責務）

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

（定義）

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

2 この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。

3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。

4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、

- 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。）及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。）をいう。
- 5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。
- 6 この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。
- 7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。
- 8 この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。
- 9 この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。
- 10 この法律において「子ども・子育て支援施設等」とは、次に掲げる施設又は事業をいう。
- 一 認定こども園（保育所等（認定こども園法第二条第五項に規定する保育所等をいう。第五号において同じ。）であるもの及び第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第一号、第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の十第一項第二号、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。）
- 二 幼稚園（第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第二号、第三章第二節（第五十八条の九第六項第三号ロを除く。）、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。）
- 三 特別支援学校（学校教育法第一条に規定する特別支援学校をいい、同法第七十六条第二項に規定する幼稚部に限る。以下同じ。）
- 四 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。）のうち、当該施設に配置する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
- イ 認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの
- ロ 認定こども園法第三条第十一項の規定による公示がされたもの
- ハ 第五十九条の二第一項の規定による助成を受けているもののうち政令で定めるもの
- 五 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校におい

て行われる教育・保育（教育又は保育をいう。以下同じ。）であって、次のイ又はロに掲げる当該施設の区分に応じそれぞれイ又はロに定める一日当たりの時間及び期間の範囲外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった当該イ又はロに掲げる施設に在籍している小学校就学前子どもに対して行われるものを提供する事業のうち、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を満たすもの

イ 認定こども園（保育所等であるものを除く。）、幼稚園又は特別支援学校 当該施設における教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間

ロ 認定こども園（保育所等であるものに限る。）イに定める一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間

六 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業（前号に掲げる事業に該当するものを除く。）

七 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業のうち、当該事業に従事する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの

八 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業（同項第一号に掲げる援助を行うものに限る。）のうち、市町村が実施するものであることその他の内閣府令で定める基準を満たすもの

第二章 子ども・子育て支援給付

第一節 通則

（子ども・子育て支援給付の種類）

第八条 子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付とする。

第二節 子どものための現金給付

第九条 子どものための現金給付は、児童手当（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に規定する児童手当をいう。以下同じ。）の支給とする。

第十条 子どものための現金給付については、この法律に別段の定めがあるものを除き、児童手当法の定めるところによる。

第三節 子どものための教育・保育給付

第一款 通則

（子どものための教育・保育給付）

第十一条 子どものための教育・保育給付は、施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給とする。

第十二条から第十八条（略）

第二款 教育・保育給付認定等 (支給要件)

第十九条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、第二十九条第一項に規定する特定地域型保育又は第三十条第一項第四号に規定する特例保育の利用について行う。

- 一 満三歳以上の小学校就学前子ども(次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。)
- 二 満三歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- 三 満三歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

2 内閣総理大臣は、前項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

(市町村の認定等)

第二十条 前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。

3 市町村は、第一項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量(月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。)の認定を行うものとする。

4 市町村は、第一項及び前項の認定(以下「教育・保育給付認定」という。)を行ったときは、その結果を当該教育・保育給付認定に係る保護者(以下「教育・保育給付認定保護者」という。)に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども(以下「教育・保育給付認定子ども」という。)の該当する前条第一項各号

に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証(以下「支給認定証」という。)を交付するものとする。

5 市町村は、第一項の規定による申請について、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

6 第一項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあった日から三十日以内にななければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から三十日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間(次項において「処理見込期間」という。)及びその理由を通知し、これを延期することができる。

7 第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の規定による通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

(教育・保育給付認定の有効期間)

第二十一条 教育・保育給付認定は、内閣府令で定める期間(以下「教育・保育給付認定の有効期間」という。)内に限り、その効力を有する。

(届出)

第二十二条 教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定の有効期間内において、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その労働又は疾病の状況その他の内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

(教育・保育給付認定の変更)

第二十三条 教育・保育給付認定保護者は、現に受けている教育・保育給付認定に係る当該教育・保育給付認定子どもの該当する第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、教育・保育給付認定の変更の認定を申請することができる。

2 市町村は、前項の規定による申請により、教育・保育給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該変更の認定に係る教育・保育給付認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。

3 第二十条第二項、第三項、第四項前段及び第五項から第七項までの規定は、前項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。この場合におい

て、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 4 市町村は、職権により、教育・保育給付認定保護者につき、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「満三歳未満保育認定子ども」という。）が満三歳に達したときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該変更の認定に係る教育・保育給付認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。
- 5 第二十条第二項、第三項及び第四項前段の規定は、前項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 6 市町村は、第二項又は第四項の教育・保育給付認定の変更の認定を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、支給認定証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。
(教育・保育給付認定の取消し)

第二十四条 教育・保育給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該教育・保育給付認定を取り消すことができる。

- 一 当該教育・保育給付認定に係る満三歳未満の小学校就学前子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内に、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。
 - 二 当該教育・保育給付認定保護者が、教育・保育給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。
 - 三 その他政令で定めるとき。
- 2 前項の規定により教育・保育給付認定の取消しを行った市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該取消しに係る教育・保育給付認定保護者に対し支給認定証の返還を求めるものとする。
(都道府県による援助等)

第二十五条 都道府県は、市町村が行う第二十条、第二十三条及び前条の規定による業務に関し、その設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所又は保健所による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うことができる。

(内閣府令への委任)

第二十六条 この款に定めるもののほか、教育・保育給付認定の申請その他の手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三款 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給

(施設型給付費の支給)

第二十七条 市町村は、教育・保育給付認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、市町村

長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設

（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（地域型保育を除き、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあつては認定子ども園において受ける教育・保育（保育にあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあつては認定子ども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、満三歳未満保育認定子どもにあつては認定子ども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定教育・保育（保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、施設型給付費を支給する。

- 2 特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けようとする教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定教育・保育施設に支給認定証を提示して当該支給認定教育・保育を当該教育・保育給付認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

- 3 施設型給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）

二 政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

- 4 内閣総理大臣は、第一項の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令を定め、又は変更しようとするとき、及び前項第一号の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第一項の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令については文部科学大臣に、前項第一号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第七

十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

- 5 教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けたときは、市町村は、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が当該特定教育・保育施設に支払うべき当該支給認定教育・保育に要した費用について、施設型給付費として当該教育・保育給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該教育・保育給付認定保護者に代わり、当該特定教育・保育施設に支払うことができる。
- 6 前項の規定による支払があったときは、教育・保育給付認定保護者に対し施設型給付費の支給があったものとみなす。
- 7 市町村は、特定教育・保育施設から施設型給付費の請求があったときは、第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準（特定教育・保育の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、施設型給付費の支給及び特定教育・保育施設の施設型給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（特例施設型給付費の支給）

第二十八条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一号に規定する特定教育・保育に要した費用、第二号に規定する特別利用保育に要した費用又は第三号に規定する特別利用教育に要した費用について、特例施設型給付費を支給することができる。

一 教育・保育給付認定子どもが、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をした日から当該教育・保育給付認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育を受けたとき。

二 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定教育・保育施設（保育所に限る。）から特別利用保育（同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われる保育（地域型保育を除く。）をいう。以下同じ。）を受けたとき（地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。

三 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）から特別利用教育（教育のうち同号に掲げる小学校就学前

子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供されるものをいい、特定教育・保育を除く。以下同じ。）を受けたとき。

2 特例施設型給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特定教育・保育 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

二 特別利用保育 特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 特別利用教育 特別利用教育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

3 内閣総理大臣は、第一項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするとき、並びに前項第二号及び第三号の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第一項第二号の内閣府令については文部科学大臣に、前項第二号及び第三号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4 前条第二項及び第五項から第七項までの規定は、特例施設型給付費（第一項第一号に係るものを除く。第四十条第一項第四号において同じ。）の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

5 前各項に定めるもののほか、特例施設型給付費の支給及び特定教育・保育施設の特例施設型給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（地域型保育給付費の支給）

第二十九条 市町村は、満三歳未満保育認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者（以

- 下「特定地域型保育事業者」という。)から当該確認に係る地域型保育(以下「特定地域型保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定地域型保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。)に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。
- 2 特定地域型保育事業者から満三歳未満保育認定地域型保育を受けようとする満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定地域型保育事業者に支給認定証を提示して当該満三歳未満保育認定地域型保育を当該満三歳未満保育認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。
 - 3 地域型保育給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。
 - 一 地域型保育の種類ごとに、保育必要量、当該地域型保育の種類に係る特定地域型保育の事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)の所在する地域等を勘案して算定される当該特定地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額)
 - 二 政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額
 - 4 内閣総理大臣は、前項第一号の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
 - 5 満三歳未満保育認定子どもが特定地域型保育事業者から満三歳未満保育認定地域型保育を受けたときは、市町村は、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が当該特定地域型保育事業者に支払うべき当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用について、地域型保育給付費として当該教育・保育給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該教育・保育給付認定保護者に代わり、当該特定地域型保育事業者に支払うことができる。
 - 6 前項の規定による支払があったときは、教育・保育給付認定保護者に対し地域型保育給付費の支給があったものとみなす。
 - 7 市町村は、特定地域型保育事業者から地域型保育給付費の請求があったときは、第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第四十六条第二項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準(特定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。
 - 8 前各項に定めるもののほか、地域型保育給付費の支給及び特定地域型保育事業者の地域型保育給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。(特例地域型保育給付費の支給)
- 第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育(第三号に規定する特定利用地域型保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。)に要した費用又は第四号に規定する特例保育(第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(以下「保育認定子ども」という。)に係るものにあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。)に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。
- 一 満三歳未満保育認定子どもが、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をした日から当該教育・保育給付認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定地域型保育を受けたとき。
 - 二 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定地域型保育(同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。次項及び附則第九条第一項第三号イにおいて「特別利用地域型保育」という。)を受けたとき(地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。))。
 - 三 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定利用地域型保育(特定地域型保育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供されるものをいう。次項において同じ。)を受けたとき(地域における同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。))。
 - 四 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが、特例保育(特定教育・保

育及び特定地域型保育以外の保育をいい、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るものにあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。）を受けたとき。

2 特例地域型保育給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を除く。以下この号において同じ。） 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

二 特別利用地域型保育 特別利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 特定利用地域型保育 特定利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

四 特例保育 特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

3 内閣総理大臣は、第一項第二号及び第四号の内閣府令を定め、又は変更しようとするとき、並びに前項第二号から第四号までの基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第一項第二号及び第四号の内閣府令については文部科学大臣に、前項第三号の基準については厚生労働大臣に、同項第二号及び第四号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4 前条第二項及び第五項から第七項までの規定は、特例地域型保育給付費（第一項第二号及び第三号に係るものに限る。第五十二条第一項第四号において同じ。）の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 前各項に定めるもののほか、特例地域型保育給付費の支給及び特定地域型保育事業者の特例地域型保育給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第四節 子育てのための施設等利用給付

第一款 通則

（子育てのための施設等利用給付）

第三十条の二 子育てのための施設等利用給付は、施設等利用費の支給とする。

（準用）

第三十条の三 第十二条から第十八条までの規定は、子育てのための施設等利用給付について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二款 施設等利用給付認定等

（支給要件）

第三十条の四 子育てのための施設等利用給付は、次に掲げる小学校就学前子ども（保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、現に施設型給付費、特例施設型給付費（第二十八条第一項第三号に係るものを除く。次条第七項において同じ。）、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該保育認定子ども又は第七条第十項第四号ハの政令で定める施設を利用している小学校就学前子どもを除く。以下この節及び第五十八条の三において同じ。）の保護者に対し、その小学校就学前子どもの第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援の利用について行う。

一 満三歳以上の小学校就学前子ども（次号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）

二 満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した小学校就学前子どもであつて、第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

三 満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日

までの間にある小学校就学前子どもであつて、第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援のあつた月の属する年度（政令で定める場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号において同じ。）を課されない者（これに準ずる者として政令で定める者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。次条第七項第二号において「市町村民税世帯非課税者」という。）であるもの

（市町村の認定等）

第三十条の五 前条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子育てのための施設等利用給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及びその該当する同条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

- 2 前項の認定（以下「施設等利用給付認定」という。）は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。
- 3 市町村は、施設等利用給付認定を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、その結果その他の内閣府令で定める事項を当該施設等利用給付認定に係る保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）に通知するものとする。
- 4 市町村は、第一項の規定による申請について、当該保護者が子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。
- 5 第一項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあつた日から三十日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。
- 6 第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しく

は前項ただし書の規定による通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

- 7 次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者であつて、その保育認定子どもについて現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けていないものは、第一項の規定にかかわらず、施設等利用給付認定の申請をすることを要しない。この場合において、当該教育・保育給付認定保護者は、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及び当該保育認定子どもが当該各号に定める小学校就学前子どもの区分に該当することについての施設等利用給付認定を受けたものとみなす。

一 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるものを除く。）に係る教育・保育給付認定保護者 前条第二号に掲げる小学校就学前子ども

二 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるものに限る。）又は満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者（その者及びその者と同一の世帯に属する者が市町村民税世帯非課税者である場合に限る。） 前条第三号に掲げる小学校就学前子ども

（施設等利用給付認定の有効期間）

第三十条の六 施設等利用給付認定は、内閣府令で定める期間（以下「施設等利用給付認定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

（届出）

第三十条の七 施設等利用給付認定保護者は、施設等利用給付認定の有効期間内において、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その労働又は疾病の状況その他の内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

（施設等利用給付認定の変更）

第三十条の八 施設等利用給付認定保護者は、現に受けている施設等利用給付認定に係る小学校就学前子ども（以下「施設等利用給付認定子ども」という。）の該当する第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子どもの区分その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、施設等利用給付認定の変更の認定を申請することができる。

- 2 市町村は、前項の規定による申請により、施設等利用給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、施設等利用給付認定の変更の認定を行うこと

ができる。

- 3 第三十条の五第二項から第六項までの規定は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 4 市町村は、職権により、施設等利用給付認定保護者につき、第三十条の四第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した日以後引き続き同一の特定子ども・子育て支援施設等（第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）を利用するときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、施設等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。
- 5 第三十条の五第二項及び第三項の規定は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（施設等利用給付認定の取消し）

第三十条の九 施設等利用給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該施設等利用給付認定を取り消すことができる。

- 一 当該施設等利用給付認定に係る満三歳未満の小学校就学前子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内に、第三十条の四第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。
 - 二 当該施設等利用給付認定保護者が、施設等利用給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。
 - 三 その他政令で定めるとき。
- 2 市町村は、前項の規定により施設等利用給付認定の取消しを行ったときは、理由を付して、その旨を当該取消しに係る施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。

（内閣府令への委任）

第三十条の十 この款に定めるもののほか、施設等利用給付認定の申請その他の手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三款 施設等利用費の支給

第三十条の十一 市町村は、施設等利用給付認定子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内において、市町村長が施設等利用費の支給に係る施設又は事業として確認する子ども・子育て支援施設等（以下「特定子ども・子育て支援施設等」という。）から当該確認に係る教育・保育その他の子ども・子育て支援（次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが受けるものに限る。以下「特定子ども・子育て支援」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用

給付認定保護者に対し、当該特定子ども・子育て支援に要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用を除く。）について、施設等利用費を支給する。

一 認定こども園 第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子ども

二 幼稚園又は特別支援学校 第三十条の四第一号若しくは第二号に掲げる小学校就学前子ども又は同条第三号に掲げる小学校就学前子ども（満三歳以上のものに限る。）

三 第七条第十項第四号から第八号までに掲げる子ども・子育て支援施設等 第三十条の四第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども

- 2 施設等利用費の額は、一月につき、第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、子どものための教育・保育給付との均衡、子ども・子育て支援施設等の利用に要する標準的な費用の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額とする。
- 3 施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援施設等から特定子ども・子育て支援を受けたときは、市町村は、当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が当該特定子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者（以下「特定子ども・子育て支援提供者」という。）に支払うべき当該特定子ども・子育て支援に要した費用について、施設等利用費として当該施設等利用給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該施設等利用給付認定保護者に代わり、当該特定子ども・子育て支援提供者に支払うことができる。
- 4 前項の規定による支払があつたときは、施設等利用給付認定保護者に対し施設等利用費の支給があつたものとみなす。
- 5 前各項に定めるもののほか、施設等利用費の支給に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等

第一節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第一款 特定教育・保育施設

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第五十八条の九第二項、第三項及び第六項、第六十五条第四号及び第五号並びに附則第七条において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の九第二項並びに第六十五条第三号及

び第四号において同じ。)を除き、法人に限る。以下同じ。)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

(特定教育・保育施設の確認の変更)

第三十二条 特定教育・保育施設の設置者は、利用定員(第二十七条第一項の確認において定められた利用定員をいう。第三十四条第三項第一号を除き、以下この款において同じ。)を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認の変更を申請することができる。

- 2 前条第三項の規定は、前項の確認の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 3 市町村長は、前項の規定により前条第三項の規定を準用する場合のほか、利用定員を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

(特定教育・保育施設の設置者の責務)

第三十三条 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定教育・保育施設の設置者は、第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該特定教育・保育施設における前項の申込みに係る教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育・保育給付認定子どもの総数が、当該区分に応ずる当該特定教育・保育施設の利用定員の総数を超える場合においては、内閣府令で定めるところにより、同項の申込みに係る教育・保育給付認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。

- 3 内閣総理大臣は、前項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

4 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定子どもに対し適切な特定教育・保育を提供するとともに、市町村、児童相談所、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設(第四十五条第四項及び第五十八条の三第一項において「児童福祉施設」という。)、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な特定教育・保育を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

- 5 特定教育・保育施設の設置者は、その提供する特定教育・保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、特定教育・保育の質の向上に努めなければならない。

6 特定教育・保育施設の設置者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律及びこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

(特定教育・保育施設の基準)

第三十四条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準(以下「教育・保育施設の認可基準」という。)を遵守しなければならない。

- 一 認定こども園 認定こども園法第三条第一項の規定により都道府県(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内に所在する認定こども園(都道府県が設置するものを除く。以下「指定都市等所在認定こども園」という。))については、当該指定都市等。以下この号において同じ。)の条例で定める要件(当該認定こども園が認定こども園法第三条第一項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十一項の規定による公示がされたものである場合に限る。)、認定こども園法第三条第三項の規定により都道府県の条例で定める要件(当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十一項の規定による公示がされたものである場合に限る。))又は認定こども園法第十三条第一項の規定により都道府県の条例で定める設備及び運営についての基準(当該認定こども園が幼保連携型認定こども園(認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。))である場合に限る。)

- 二 幼稚園 学校教育法第三条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準(第五十八条の四第一項第二号及び第三号並びに第五十八条の九第二項において「設置基準」という。)(幼稚

園に係るものに限る。)

- 三 保育所 児童福祉法第四十五条第一項の規定により都道府県(指定都市等又は同法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。))の区域内に所在する保育所(都道府県が設置するものを除く。第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号において「指定都市等所在保育所」という。))については、当該指定都市等又は児童相談所設置市の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準(保育所に係るものに限る。)
 - 2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育(特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この款において同じ。))を提供しなければならない。
 - 3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。
 - 一 特定教育・保育施設に係る利用定員(第二十七条第一項の確認において定める利用定員をいう。第七十七条第一項第一号において同じ。)
 - 二 特定教育・保育施設の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
 - 4 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき、及び同項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、特定教育・保育の取扱いに関する部分について第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
 - 5 特定教育・保育施設の設置者は、次条第二項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第三十六条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定教育・保育を受けていた者であって、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定教育・保育に相当する教育・保育の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。
- (変更の届出等)

第三十五条 特定教育・保育施設の設置者は、設置者の住所その他の内閣府令で定める事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

- 2 特定教育・保育施設の設置者は、当該利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の三月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(確認の辞退)

第三十六条 特定教育・保育施設の設置者は、三月以上の予告期間を設けて、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を辞退することができる。

(市町村長等による連絡調整又は援助)

第三十七条 市町村長は、特定教育・保育施設の設置者による第三十四条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者及び他の特定教育・保育施設の設置者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

- 2 都道府県知事は、同一の特定教育・保育施設の設置者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定教育・保育施設の設置者による第三十四条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。
- 3 内閣総理大臣は、同一の特定教育・保育施設の設置者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定教育・保育施設の設置者による第三十四条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第三十八条～第四十二条(略)

第二款 特定地域型保育事業者

(特定地域型保育事業者の確認)

第四十三条 第二十九条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所(以下「地域型保育事業所」という。))ごとに、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育の事業を行う事業所(以下「事業所内保育事業所」という。))にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である

事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を定めて、市町村長が行う。

- 2 前項の確認は、当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に居住地を有する者に対する地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給について、その効力を有する。
 - 3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
 - 4 市町村長は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る地域型保育事業所が当該市町村の区域の外にある場合であつて、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないときは、第二十九条第一項の確認をしてはならない。ただし、第一項の申請を受けた市町村長（以下この条において「被申請市町村長」という。）と所在地市町村長との協議により、この項本文の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、この限りでない。
 - 5 前項ただし書の規定により同項本文の規定が適用されない場合であつて、第一項の申請に係る地域型保育事業所（所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。）について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第二十九条第一項の確認があつたものとみなす。
 - 一 所在地市町村長が第二十九条第一項の確認をしたとき 当該確認がされた時
 - 二 所在地市町村長による第二十九条第一項の確認がされているとき 被申請市町村長が当該地域型保育事業所に係る地域型保育事業を行う者から第一項の申請を受けた時
 - 6 所在地市町村長による第二十九条第一項の確認についての第五十二条第一項の規定による取消し又は効力の停止は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第二十九条第一項の確認の効力に影響を及ぼさない。
- （特定地域型保育事業者の確認の変更）

第四十四条 特定地域型保育事業者は、利用定員（第

二十九条第一項の確認において定められた利用定員をいう。第四十六条第三項第一号を除き、以下この款において同じ。）を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育事業者に係る第二十九条第一項の確認の変更を申請することができる。

- 2 前条第四項から第六項までの規定は、前項の確認の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- （特定地域型保育事業者の責務）
- 第四十五条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、前項の申込みに係る満三歳未満保育認定子ども及び当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を現に利用している満三歳未満保育認定子どもの総数が、その利用定員の総数を超える場合においては、内閣府令で定めるところにより、同項の申込みに係る満三歳未満保育認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。
 - 3 内閣総理大臣は、前項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。
 - 4 特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに対し適切な地域型保育を提供するとともに、市町村、教育・保育施設、児童相談所、児童福祉施設、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な地域型保育を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。
 - 5 特定地域型保育事業者は、その提供する地域型保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、地域型保育の質の向上に努めなければならない。
 - 6 特定地域型保育事業者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律及びこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。
- （特定地域型保育事業の基準）

- 第四十六条 特定地域型保育事業者は、地域型保育の種類に応じ、児童福祉法第三十四条の十六第一項の規定により市町村の条例で定める設備及び運営についての基準（以下「地域型保育事業の認可基準」という。）を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。
 - 3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

- 一 特定地域型保育事業に係る利用定員(第二十九条第一項の確認において定める利用定員をいう。第七十七条第一項第二号において同じ。)
 - 二 特定地域型保育事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持等並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
 - 4 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき、及び同項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議するとともに、特定地域型保育の取扱いに関する部分について第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
 - 5 特定地域型保育事業者は、次条第二項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第四十八条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定地域型保育を受けていた者であって、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定地域型保育に相当する地域型保育の提供を希望する者に対し、必要な地域型保育が継続的に提供されるよう、他の特定地域型保育事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。
(変更の届出等)
- 第四十七条 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業の利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の三月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 第四十八条～第五十四条 (略)
- 第三款 業務管理体制の整備等
(業務管理体制の整備等)
- 第五十五条 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育提供者」という。)は、第三十三条第六項又は第四十五条第六項に規定する義務の履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。
- 2 特定教育・保育提供者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。
 - 一 その確認に係る全ての教育・保育施設又は地域型保育事業所(その確認に係る地域型保育の種類が異なるものを含む。次号において同じ。)が一の市町村の区域に所在する特定教育・保育提供者 市町村長
 - 二 その確認に係る教育・保育施設又は地域型保育事業所が二以上の都道府県の区域に所在する特定教育・保育提供者 内閣総理大臣
 - 三 前二号に掲げる特定教育・保育提供者以外の特定教育・保育提供者 都道府県知事
 - 3 前項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者は、その届け出た事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った同項各号に定める者(以下この款において「市町村長等」という。)に届け出なければならない。
 - 4 第二項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出を行った市町村長等以外の市町村長等に届出を行うときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を当該届出を行った市町村長等にも届け出なければならない。
 - 5 市町村長等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。
- 第五十六条～第五十八条 (略)
- 第二節 特定子ども・子育て支援施設等
(特定子ども・子育て支援施設等の確認)
- 第五十八条の二 第三十条の十一第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者の申請により、市町村長が行う。
(特定子ども・子育て支援提供者の責務)
- 第五十八条の三 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもに対し適切な特定子ども・子育て支援を提供するとともに、市町村、児童相談所、児童福祉施設、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な特定子ども・子育て支援を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。
- 2 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律及びこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。
(特定子ども・子育て支援施設等の基準)
- 第五十八条の四 特定子ども・子育て支援提供者は、次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める基準を遵守しなければならない。
- 一 認定こども園 認定こども園法第三条第一項の規定により都道府県(指定都市等所在認定こども園(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人が設置するものを除く。))については、当該指定都市等。以下こ

の号において同じ。)の条例で定める要件(当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合に限る。)、同条第三項の規定により都道府県の条例で定める要件(当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合に限る。)又は認定こども園法第十三条第一項の規定により都道府県の条例で定める設備及び運営についての基準(当該認定こども園が幼保連携型認定こども園である場合に限る。)

- 二 幼稚園 設置基準(幼稚園に係るものに限る。)
- 三 特別支援学校 設置基準(特別支援学校に係るものに限る。)

四 第七条第十項第四号に掲げる施設 同号の内閣府令で定める基準

五 第七条第十項第五号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

六 第七条第十項第六号に掲げる事業 児童福祉法第三十四条の十三の厚生労働省令で定める基準(第五十八条の九第三項において「一時預かり事業基準」という。)

七 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

八 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

- 2 特定子ども・子育て支援提供者は、内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従い、特定子ども・子育て支援を提供しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

第五十八条の五～第五十八条の十二(略)

第四章 地域子ども・子育て支援事業

第五十九条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業

- 二 教育・保育給付認定保護者であって、その保育認定子どもが、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯(当該教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者

と締結した特定保育(特定教育・保育(保育に限る。)、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。))の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。)以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育(保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。)を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業

- 三 教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者のうち、その属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するものに対し、当該教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者が支払うべき次に掲げる費用の全部又は一部を助成する事業

イ 当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育(以下このイにおいて「特定教育・保育等」という。)を受けた場合における日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるもの

ロ 当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援(特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が提供するものに限る。)を受けた場合における食事の提供に要する費用として内閣府令で定めるもの

- 四 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

五 児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業

六 児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業

七 児童福祉法第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業

八 児童福祉法第六条の三第五項に規定する養育支援訪問事業その他同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同法第二十五条の七第一項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業

九 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業

十 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業

十一 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業

十二 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業

十三 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十三条第一項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業

第四章の二 仕事・子育て両立支援事業

第五十九条の二 政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち同法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものの設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。

2 全国的な事業主の団体は、仕事・子育て両立支援事業の内容に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

第五章 子ども・子育て支援事業計画 （基本指針）

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図ら

れるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・

保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

- 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（都道府県知事の助言等）

第六十三条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

- 2 内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

（国の援助）

第六十四条 国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第六章 費用等

（市町村の支弁）

第六十五条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

- 一 市町村が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の支給に要する費用
- 二 都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費並びに地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給に要する費用
- 三 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次号及び第五号において同じ。）が設置する特定子ども・子育て支援施設等（認定こども園、幼稚園及び特別支援学校に限る。）に係る施設等利用費の支給に要する費用
- 四 国、都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。次号及び次条第二号において同じ。）又は市町村が設置し、又は行う特定子ども・子育て支援施設等（認定こども園、幼稚園及び特別支援学校を除く。）に係る施設等利用費の支給に要する費用
- 五 国、都道府県及び市町村以外の者が設置し、又は行う特定子ども・子育て支援施設等に係る施設等利用費の支給に要する費用
- 六 地域子ども・子育て支援事業に要する費用

第六十六条～第六十七条（略）

（市町村に対する交付金の交付等）

第六十八条 国は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、施設型給付費等負担対象額から拠出金充当額を控除した額の二分の一を負担するものとし、市町村に対し、国が負担する額及び拠出金充当額を合算した額を交付する。

- 2 国は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第四号及び第五号に掲げる費用のうち、前条第二項の政令で定めるところにより算定した額の二分の一を負担するものとする。

のとし、市町村に対し、国が負担する額を交付する。

- 3 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第六号に掲げる費用に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第六十九条（略）

第七章 子ども・子育て会議等

（設置）

第七十二条 内閣府に、子ども・子育て会議（以下この章において「会議」という。）を置く。

（権限）

第七十三条 会議は、この法律又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

- 2 会議は、前項に規定する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

- 3 会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べるができる。

（会議の組織及び運営）

第七十四条 会議は、委員二十五人以内で組織する。

- 2 会議の委員は、子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 3 委員は、非常勤とする。

（資料提出の要求等）

第七十五条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第七十六条 第七十二条から前条までに定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第

六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。

- 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

第八章 雑則（略）

第九章 罰則（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

